

令和2年6月定例会 防災・感染症対策特別委員会(付託)

令和2年6月30日(火)

[委員会の概要]

福山委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る、付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について(資料1)
- 新型コロナウイルス感染症県内6例目感染者への対応について(資料2)
- 「とくしまコロナお知らせシステム」について(資料3)

志田危機管理環境部長

1点御報告申し上げます。お手元に御配付の資料1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、感染拡大防止に努めながら、段階的に社会経済活動を引き上げていく、WITH・コロナ時代として、新たな局面に入っております。先日の事前委員会以降、まず、6月5日には、新たにドクターなど10名からなります徳島県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を設置し、座長に、徳島大学大学院の西岡教授に就任していただきました。

県におきましては、感染拡大の傾向が見られる場合に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置を講ずる際の判断基準として、とくしまアラートを設け、感染状況の段階に応じた対応方針を示しているところですが、このとくしまアラートの運用判断や対策の実施に当たり、本専門家会議において、感染症の専門的な見知から御助言や御提言を頂くこととしております。

次に、6月18日には、県対策本部会議を開催し、翌19日から、県をまたぐ移動をはじめとする各種要請が大幅に緩和されることを踏まえ、県民及び事業者の皆様には、とくしまアラートや徳島県新型コロナウイルス対策ポータルサイトなど、県から発信する情報に、引き続き、御留意いただくようお願いしたところです。とりわけ、事業者の皆様には、各業界団体が作成した業種ごとの感染予防ガイドラインの実践に積極的に取り組んでいただくよう周知することといたしました。

6月26日には、本県6人目となる感染者の発生を受け、県対策本部会議において、濃厚接触者の早期の特定や検査に努めるとともに、今回の事案は、陽性となった方が接客業であることから、不安を感じている方に対し、積極的に帰国者・接触者相談センターへ相談いただくよう呼び掛けを行うことといたしました。

また、県民の皆様に対しては、全国的な感染の拡大を鑑み、密着した接客を行うなど感染リスクが高いと考えられる店舗について、県内・県外を通じて十分に注意をしていた

だくよう、また、国が開発した接触確認アプリCOCOA(ココア)及び県が本日から運用するとくしまコロナお知らせシステムの活用をお願いしたところです。

さらに、昨日、第2回専門家会議を開催し、今後のとくしまアラートの運用を含め、御助言を頂いたところです。

とくしまアラートにつきましては、感染確認の強化段階、感染拡大の注意段階、警戒段階の3段階あるわけですけれども、昨日の専門家会議におきまして、現状ではとくしまアラートを発動する状況にはないが、全国的な感染の拡大状況なども踏まえて、県民に注意喚起をしていく必要があるのではないかと御提言を頂いたところでございます。引き続き、県民の皆様方とともに、感染症に強い徳島の構築に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

正木保健福祉部副部長

保健福祉部から、この際2点、御報告させていただきます。資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症県内6例目感染者への対応について、でございます。

まず、1、感染者の概要についてですが、20代女性、徳島保健所管内にお住まいの接客業に従事されている方です。6月20日、発熱いたしまして、咳・咽頭痛が出現、25日に、咳・咽頭痛が治まったものの、味覚・嗅覚障害が出現したため、御本人より帰国者・接触者相談センターに相談があり、26日0時15分に感染症と確定、同日、県内の感染症指定医療機関に入院されています。

行動歴については、6月15日から16日にかけて、大阪に滞在、翌17日から25日まで仕事に従事されております。

次に、2、濃厚接触者及び接触者等への対応状況についてですが、(1)濃厚接触者については、同居の知人及び勤務先の店長の2名、当該店舗で感染者と接触歴のある者の8名、合わせて10名に、PCR検査を実施した結果、全て陰性と判明しております。

次に、(2)接触者については、濃厚接触者ではないが、感染の可能性のある接触者として、感染者の勤務先の従業員6名、患者が立ち寄った飲食店の従業員13名、合わせて19名に、PCR検査を実施した結果、全て陰性と判明しております。

また、(3)その他感染を心配する者については、6月17日から6月25日の期間中に徳島市内の風俗店を利用した方で、感染を心配する方を対象にPCR検査を実施しております。

引き続き、県ホームページやツイッター、LINEを活用し、検査の受検を呼びかけてまいります。

さらに、今回の事案に関し、クラスター発生を徹底的に封じ込めるため、当該店舗以外の従業員や客であっても、PCR検査の希望があった場合は、全て検査を実施してまいります。

続きまして、資料3をお願いいたします。とくしまコロナお知らせシステムについてでございます。国においては、新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触した可能性を知らせるスマートフォン向けアプリを、今月19日から一般の方への提供を開始したところであり、個人情報に配慮しながら、いち早く接触した可能性が通知されるとして、積極的な利用が呼び掛けられております。

これとは別に、県におきましては、1、目的にございますとおり、不特定多数の方が利用する施設やイベント等において、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に、感染者と接触した疑いのある方に、早期に気付きを持っていただき、その後の体調管理に十分に注意いただく、とくしまコロナお知らせシステムの開発を進めております。

2、概要につきましては、QRコードを活用し、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に、感染者と同じ日に同じ施設を利用した方に注意喚起を促すお知らせメールを配信するものでございます。

3、対象施設等といたしましては、まずは、県有施設や県主催イベントにおいて運用を開始し、順次、対象を拡大させてまいります。

4、運用開始日でございますが、本日から開始しており、多くの方に御利用いただくことにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

福山委員長

以上で、報告は終わりました。

それでは質疑をどうぞ。

岡本委員

西沢委員が、こんな新型コロナウイルス感染の時に災害が起こったらどうするの、何も考えてないのと違うかとよく言っています。皆考えているのですけどね。

でもおっしゃることはよく分かるので、本来は感染症のことを聞きたいのですが、そうではなくて、元々この委員会というのは防災委員会から始まっていて、感染症対策をどこに持っていくかということで、危機管理があるからこの委員会がいいのではないかと提案をした一人なのですが、感染症に関することはいろいろな方から質問があると思うので、本来の防災のほうについて少し質問をしたいなと思っています。

今日も雨がたくさん降るかなと思いながら来たのですが、勝浦川に堆積とかがいっぱいあって、昨年、一昨年と結構堤防が崩れるというので、いろいろ申し上げました。

おかげ様で勝浦川の勝浦町付近等々は、かなり堆積土砂、流木をたくさん取っていただきました。本当にありがたいなと思っています。私も長池委員も同じなのですが、そこをきちんとやっていないと小松島がアウトになるということでもありますので、まずは、勝浦川における堆積土砂対策について、今、どういう現状かお伺いしたいと思います。

坂本水災害対策室長

勝浦川におけます堆積土砂対策の現状についての御質問でございます。

まず、県管理河川の維持管理につきましては、定期的な河川巡視により、異常堆積した土砂や治水上支障となります樹木等を確認しており、緊急性や事業効果を総合的に勘案し、優先度の高い箇所から計画的に実施しております。

委員のお話の勝浦川につきましても、定期的な河川のパトロールを実施し、河川管理上支障となりました、小松島市の江田潜水橋付近の堆積土砂約1万8,000立方メートルの撤去をはじめ、計画的に堆積土砂対策を進めてまいりました。

さらに、本県の政策提言により、平成30年度に創設されました、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を積極的に活用し、勝浦町沼江地区におきまして、約4万8,000立方メートルの堆積土砂の撤去、小松島市田浦町におけます約1万平方メートルの竹の伐採など、即効性の高い河道掘削や樹木伐採を集中的に取り組んでおります。

岡本委員

分かりました。今答弁いただいたのですが、結構予算が付いて、本当にいっぱいしていただきました。

江田という話があったのですが、あれは高速道路の盛土にしたらいいなというのでやりました。でもあれは途中で終わっているの、いろいろそのことを聞きたいのですが、答えられる範囲でいいので、田浦堰^{ぜき}というのがありますよね。多分今日の三原体育学校安全課防災・健康教育幹はうちの小学校の教頭先生、田中警察本部企画課長は、小松島の署長だったので、その辺がいかにか危ないかというのをよく御理解をいただいていると思うのですが、その辺のことは、こんな話になっています。津波が来たら、勝浦川を上がってくると。田浦堰^{ぜき}は勝浦川の第十堰^{ぜき}と言っているのですが、そこまでは来るでしょうと。その堰にポンと当たって田浦と前原の堤防が崩れるでしょうと。なぜか徳島市の喜多委員のほうは崩れないことになっているのですね。その辺のことをもう少し詳しく説明をいただけませんか。

坂本水災害対策室長

田浦、前原地区周辺についての御質問でございます。

堆積土砂につきましては、流下能力の確保を最優先に、堰^{せき}などの工作物に配慮しながら、漁業、利水関係者と協議を行いまして、対策範囲を決定し、河道掘削や樹木伐採などを実施しております。

今年度につきましては、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を積極的に活用しまして、小松島市の田浦地区・前原地区において、堆積土砂の撤去や樹木伐採を計画しており、非出水期からの工事着手に向けまして関係機関との調整などを進めてまいりたいと考えております。

さらに、本県の政策提言を全国知事会の政策提言へと高めまして、3か年緊急対策の実施後も中長期的な見通しの下、対象事業の拡大と別枠によります必要な予算の確保など、防災・減災、国土強靱化^{じん}対策の抜本強化を図ることを国に提言しております。

このほか、委員からも御要望いただきましたが、平成31年度から創設されました緊急自然災害防止対策事業債や今年度新たに創設されました緊急浚渫^{しゅんせつ}推進事業債など有利な地方財政措置を活用し、支川、生名谷川の堆積土砂も撤去してまいります。

また、委員からお話がありました江田地区につきましても、平成28年度に堆積土砂を撤去しておりますけれども、このあたり、ほかの公共事業との連携について、調整を進めつつ、河床変化の確認もしながら、対策範囲について検討してまいりたいと考えております。

今後とも、災害を未然に防止する事前復興の観点に立ちまして、地域の皆様が安全安心を実感していただけますよう、洪水を安全に流すための対策に取り組んでまいりたいと考えております。

岡本委員

御答弁いただいたのですが、田浦地区は、今すごいことをやっていたいていまして、堤防の所に矢板をずっと打って、多分あれで矢板だから大丈夫だと思うのですが、江田の方からは、ああいう形のものを江田にもできないかなという話が、再三、実は昨日も電話があつたりします。

さっきの話に戻ると、津波が勝浦川を上がっていくときに田浦堰^{ぜき}にポーンと当たって田浦の堤防が崩れることになっているのですが、そこまで行くまでに江田が手前なので、多分今の現状では、江田でもうアウトになって、江田からずっと小松島へ全部行くのではないかなと想定しています。

答弁いただいている方が直接の担当でないので、あまり詳しくはあえて聞きませんが、その趣旨を御理解いただきたいなと思います。

ついでなのですが、田浦堰^{ぜき}から280メートル上が、今、道路計画をお願いしている、もう用地取得に入っているから出来るのですが、徳島市飯谷町高良という所で、徳島上那賀線で唯一大きな車が自由に通れない所があるのです。

仮に、田浦堰^{ぜき}まで来た時に、そこで通れなければ大変な事態が起こるといっているので、今やってくれているのですが、緊急の道路という意味でこれを早くしてください。

引き続いて、勝浦、小松島、特にこれからは小松島なのです。勝浦町は大体できましたから。潜水橋もつからなくなりました。今年の10月に雨がたくさん出て、あれだけ砂利を取ったら堤防の高さのどのくらいまで水が来るのかなと。ずっと何十年も同じ所を見ているので、楽しみに見たいなと思っています。引き続いてそれはやってください。

それは下流の話なのですが、正木ダムというのが実はあります。

県営で一番大事な所だと思っていますが、もうすぐ半世紀になります。

ダム下流の砂利はきちんと取っていただいているのですが、ダムに貯める水の量は、間もなく半世紀だから、明らかに少なくなっているはずなのです。あまり公表していないので、今ダムはどこまで溜まっているか状況を把握されていますか。

坂本水災害対策室長

正木ダムにおけます貯水池内の堆積土砂についての御質問でございます。

勝浦川上流の上勝町正木に整備されている正木ダムにつきましては、ダム下流へ放流量を抑制する洪水調節、それと下流にある田畑への農業用水や発電用水を供給する多目的ダムといたしまして、昭和52年8月に供用し、現在40年以上が経過しております。

正木ダムの構造につきましては、堤の高さが67メートルの重力式コンクリートダムとなっており、ダムの築造によりまして、その背後には洪水を受け入れるための治水容量、それと計画的に農業用水などを放流するため貯留してあります利水容量、このほかダム貯水池に土砂が流入することを見越しました堆砂容量を備えております。

堆砂容量につきましては、315万立方メートルを確保しているところ、これまでに令和2年3月時点で、194万3,000立方メートルの土砂が流入しており、計画堆砂量に対しまして約6割が堆積した状況となっております。

岡本委員

約6割というと、そうかなと思うのですけれども、194万立方メートルというと、とてつもない数字であります。

ダムがしっかりと水を止めてくれるほどいいのですが、全国的にニュースに出る福原旭というのは、正に正木ダムの上流ですから。いつも言うのですが、勝浦とか小松島にそんなに雨が降っていなくても、小松島に濁流がドーンと流れるということになっているのです。ダムの容量が大きければ大きいほどきちんと蓄えられる。

ただ、ここ五、六年ぐらい本当にダムの現場にいる人とか、県庁で水を管理していただいている人は、大変な努力をされて本当に御苦労なのですが、夜ずっと寝ないで、うまく放流をしていただいて、これあまり言葉で言ってはいけないことが多いので、こう言うしかなのですが、すごくうまく、うまくやってくれています。

だから何とか取りあえず、小松島に大きい水がいった堤防が切れることが今のところないです。

でも、あのダム下流であれだけ砂利を取ってきれいにしてくれたのだから、では正木ダムに溜まっている堆砂をどういうふうにするのかというのが、正に今の課題なのです。これはどのような方法があるのですか。

坂本水災害対策室長

正木ダム貯水池内におけます堆砂対策の対策工法についての御質問でございます。

治水及び利水のための多目的ダムである正木ダムにつきましては、主に春から夏にかけて需要が大きくなります農業用水と年間を通じて一定量を使用しています発電用水といった利水用水が貯められており、期別ごとに一定の水位を維持しております。

土砂がダム貯水池へ流入する場合、まず、貯水池の上流端まで達し、堆積した上で年数を経ながら徐々に押し出され、水面以下へと堆積が進んでいく状況でございます。

このため、堆砂対策といたしましては、貯水池の上流端付近の掘削、また作業台船などを利用しました水上からの掘削など堆積場所に応じた対策が考えられるところでございます。

岡本委員

今答弁いただいたのですが、ダムの貯水池の上流端付近うんぬんという話があったのですが、下流の今やっていたいでいる砂利を取るというよりもはるかに多分お金が掛かるのだらうと思います。

だから、今から計画的にすごく溜まっているダムの土砂をどうやって取り除いていくかということをしっかり考えていただかないと間に合わないのです。

もう一回、ここが大事なところなのですが、工事計画の策定というのかな、土砂をどうやって取り除くとか、そのような計画を今立てていただかなければいけないかなと思うのですが、ここは明確に答弁ください。

坂本水災害対策室長

ダム貯水池内での堆砂対策の工事計画についての御質問でございます。

近年、全国各地で大規模な浸水災害が発生しており、災害リスクが高まっている状況を踏まえ、洪水を上流で受け止める正木ダムが果たすべき役割というのがますます大きくなっていると認識しております。

県内におきましては、堆砂除去の先進事例といたしまして、那賀川の長安口ダムにおける対策があり、その着手から約10年以上が経過しております。

現在、順次計画的に対策工事が進められているところでございます。

こうした県内の先進事例を参考にしながら、本県が提唱する上下流・流域一体整備を着実に進めるため、今年度から正木ダムの堆砂対策のための測量調査、また工事計画の策定などに取り組んでまいりたいと考えております。

岡本委員

今年度からやってくれるということですよ。それで安心したのですが、しっかりそこを計画を立ててやっていただきたいなと思います。今御説明いただいた長安口とか、吉野川とか那賀川というのは、正に一級河川で国がかんでいますよね。勝浦川は残念ながらとか二級河川であります。

でも、徳島県としたら一番直接関わる大事な所なので、49.636キロメートルあるはずで、あの川をしっかりと守ってダムで調整をして安全な水を流すと、そういうことを一体的に考えていただきたいなと思います。

明確に答弁いただいたので、それはきちんと実行あるのみということで期待をしておりますので、よろしくをお願いします。

これで終わるのですが、感染症対策はたくさんあるのですが、商工政策課のWITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業の正に21億円、10分の10ね、あれはすごいヒットだと思います。大ヒットの政策だと思っております。これは質問ではないからね。例えば、商工会議所、商工会とかがいろいろ関わってつないでいるのですが、更にPRして、多分足りなくなるかも分かりませんが、そうしたら本当に快適な空間ができて、ではもう一回お店、もう一回企業をやってみようかなという気持ちになると思うので、それは、是非、お願いします。

西沢委員

たくさんあって何から言っても迷っているのですけれども、おとといかな、トラベルバブルというのをテレビでやっています、例えば、今新型コロナウイルスが世界中にまん延していますけれども、その国に日本が相手国の発症状況を見て、ここだったら貿易を、とか経済活動を再開してもよいというのを認めると。お互いが認めるということでの提携みたいな協定みたいなのを結ぶと。

だからイギリスとギリシャが結んでいる。日本はベトナムとそのほか準備している国があると何か、そういう話が少しありましたけれども。問題は大きな災害、巨大災害が今日本で起こると、先ほど話がありました新型コロナウイルス感染症プラス災害、巨大災害ということで日本全国も大変なのです。

その上に外国、例えば、東日本大震災の時にはトモダチ作戦かな、アメリカが応援に来てくれた、これは非常に助かった。では今起こった時にトモダチ作戦ができますか。外国

からの応援、支援がなかなか難しいのではないかな。と思う前に、まず新型コロナウイルス感染以前に外国と日本で大きな災害が起こった時の応援体制というのは、どのような取決めになっておりますか。

東日本大震災の時は多くの国々が応援体制を取るという話の中で、国のほうで決めるのに1か月以上かかったのかな。その中で何箇所国にしようというような経緯があったような気がしますけれども、まず新型コロナウイルス感染以前の問題について、どのような状態になっていますか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、西沢委員から大規模災害時の外国からの応援、また外国への応援等についての御質問を頂きました。

まず、応援につきましては、外務省が中心になりまして、警察とか、消防とか、関係省庁、更に国際協力機構 J I C A とも連携しまして、国際緊急援助隊を、日本からは派遣をいたします。応援の受入れについても同様に外務省をはじめ関係省庁と連携してどのような対応に当たっているかと……

西沢委員

結果を聞いているのと違うの、どうなりますかと聞いているの。応援の国は決めていますか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

具体的には、その時々での調整で、受援計画というものは当初からはございません。

西沢委員

では、東日本大震災以降にも具体的な決め事はないということですか。外国からの応援体制は全く考えていない。だから今こういう世界的に新型コロナウイルス感染症が発生して、どこからの国の応援体制でも考えていない。

特に今必要だと思えますけれども。先ほど言いましたトラベルバブル。相手国はそれほど発生してないということをお互い認めた中で、経済とか旅行関係の体制は応援としては取ると。そういう国に対しては応援を認めても別におかしくないのではないかなと私は思ったことがある。旅行とか経済とか関係なくて、応援体制もお互いが取ってもいいのではないかなと。

そういうことをどんどん進めていかなければ、多分今新型コロナウイルスがこれだけまん延している中で、大きな災害、巨大災害、関東直下地震。今、関東周辺はガタガタしていますよ。多くの学者が多分地震学者などは、東京周辺はやばいな、関東直下地震がやばいなというようなことを思っている人は多いと思います。

今まででも南海トラフの地震、関東直下地震、富士山噴火、このあたりはもうやばいぞという話がございました。

その中でも、特に関東周辺がそうなっているので、特にそう思っている人が多いと思います。だからこそ、今言ったように、今大きな災害が起こった時に新型コロナウイルス感

感染症プラスこういう災害ですからどうなるかなという思いの中で、私も3か月半ぐらい前、3月の中頃いろいろ相談しかけました。どうなるのですかと、やっぱりその対策を練らないといけないのではないのですかという話をして、徳島県もまずは避難する所も密にならないようにという話があって、その対策費用も付けていただきましたけれど、それだけでないでしょうということを私はずっと言ってきたのです。当然、先ほど言った外国からの応援体制も非常に難しいところもあります。

では、日本国内だけでやれるのかというようになると、日本そのものが新型コロナウイルス感染症でアップアップと言っている中で、そういう関東直下地震、首都直下地震などが起こると、日本はバンザイするのではないかな。多分そう思う人、感じる人が多いのではないかなと思うのです。私も今のままだったら、そうなるのではないかなと思います。

だから、そうならないように、今何をすべきかということが問われているのであって、新型コロナウイルスだけではなくて、そういう災害、巨大災害にとっても大変重要な時期だと。そうでないと日本はバンザイして、国民がバンザイして、このままだったら多くの国民が日本に住む人が生活も大変になるのではないかなという気がして仕方ないのです。

そうならなかったらそれでいいですよ。なる確率は高いのではないかな。

だったら、ある私の友達が私の貴朗の提言を見て手紙で言ってきました。こんなことを言っても、いつ起こるか分からないのに、という話をしてきましたけれど、問題は起こった時に、小さい災害であれば日本が抑え込めるような程度の災害であればまだしも、日本自身が大変になるようなそういう問題に対しては、それが直近に起こる、起こると言ってきたのだから、今少しでも対策を取っていかなければいけない。災害の程度が大きすぎますから。そう思うのです。まず、これからいこうか。いかがでしょうか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

今、委員がおっしゃるとおり、大規模災害が発生した場合に特に首都直下地震でありますとか、南海トラフ巨大地震になりますと、まずは県内の私たちも多分被災することになるかと思っております。そんな中で、広域応援、更には海外から応援というのはものすごく重要な視点だと思っております。

国においては、東日本大震災の時も多くの海外からの応援を受け入れておりますので、そういった時の知見とかもあろうかと思っております。

県においては、そういった情報もしっかりと国とも共有しながら、県としてもできる対応というのを考えていきたいと思っております。

西沢委員

さっき言ったように、東日本大震災以降、国のほうがそういう外国からの応援体制はあまり考えてないというようなことを言っていたでしょう。だから、そんなのでいいのですかと。特に新型コロナウイルスが発生してその時になってみて、では応援体制を取るとしてもなかなか厳しい。だから、前もってできるかできないかというのを国と国の中で協議して。刻々と変わっていくから、変わっていつの間にかまた協議していかなければいけないと思いますけれども、でも応援体制もそういうこと。特に今日本が新型コロナウイルス感染症プラス巨大災害になると、本当、今までの東日本大震災どころでないような程

度になるような気がします。

だからこそ外国からの応援も必要だと。だから外国からも来れるような所、来てくれるような所は極力、相互応援でこちらが起こった時は頼むよと。国のほうにきちんと行ってくださいよ。そういうことを考えていないというのだったら、考えてくださいと言わないといけません。徳島県だけだと言われたら全国知事会のほうから言ってもらうほうが強いですよ。そういうことも今までと災害の在り方が違うということ踏まえた中でやるべきだと、いろんなことを考えてやるべきだとそう思うのです。

これは言うに留めておきますけれども、是非、今新型コロナウイルス感染症プラス大きな巨大災害が起こった時の対応策をどうするのだと、外国からの応援もどうするのだということゼロから考えて早急に対応策を取ると。県内もそうですけれども、国のほうにも全国知事会のほうでもそういう議論を早急にしてもらって、対応策を取らないといけません。早急にと。そうでなかったら、遅きに失したら日本の国が大変なだけではなくて、日本に住む人が大変だと。私そう思いますよ。

避難するときに避難場所を密にするなよと言っても、関東首都直下地震などが起こると、そこからみんな逃げていけないといけません。東京で住めないのだから。

ということは、逃げている最中に密になったらいけないな、2メートルは空けなさいよとか言って逃げますか。多分その時は首都発の大きな新型コロナウイルス感染症災害がまた起こる可能性がありますよ。全国散らばりますよ。そうしたら受入体制を取らないなんて言うことはできませんよね。逃げてきた人を。

ということで、大きな新型コロナウイルス感染症が全国にまた広がる可能性がある、收拾がつかない。だからその時に国からの応援、いろいろな応援体制が今まで決めたとおりに取れるのか、これはいろいろなことを考えておかなければ、そのあたりを考えておかないと、その時になって初めて、ああどうしようかと言ったのでは遅いと思います。いかがでしょうか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

大規模災害での広域応援ということでございます。委員からのお話のとおり、確かにあらかじめそういったルールでありますとか、例えば、これまでどおりの応援という形ではなかなかコロナ禍^かの中では活動もうまくはいかないとか、いろいろな課題があるかと思っています。

県におきましても、当然そういったことも踏まえまして、今後広域応援する際には、きちんと衛生管理の徹底や資器材も持って、ただ、いくら感染地域であったとしても人の命が一番重要でございますので、しっかり応援できる体制というのをあらかじめ今後検討してまいりたいと考えております。

西沢委員

本当に首都直下地震とか来たらどうするか考えるのは嫌ですよ。嫌だからといって行政的に逃げてはいけないのです。どんなことがあっても国民を守らなければいけない。県民を守らなければいけない。

今まで言ってきたのは、行政がアウトになっても国民、県民がアウトにならないように。

日本の国がつぶれても国民がつぶれることがあってはならないというのが行政の一番の仕事だと私は思います。

今、本当に首都直下地震が起こったら、日本はバンザイです。国のほうもバンザイ。県も市町村も全てが経済的にも財政的にも、多分その時は株が暴落するでしょう、大暴落するでしょう。そうしたら外国から見たら、円はアウトになるから円も暴落する、国債は政府が発行して日本銀行がどんどん出していたら分からないけれど、株も円も暴落する。外国から仕入れるといっても円が暴落したらなかなかね。燃料も仕入れられません、肥料もそうです。

私がこの前の2月議会で言いました。肥料とか、化学肥料とか、化学農薬とか、ほとんどその材料とかは外国から仕入れている。円が暴落して、それらが来られない。これがなくなったらどうするのですかということを経材で捉えました。

あの時はまだ新型コロナウイルス感染症の発生のことは考えられていなかったから、まだそれを入れてなかったけれど、その直後から新型コロナウイルス感染症のことを言い出して、正に私が言ったように地域、地域で守っていくのだと、地域で完結型で守っていくのだという方向、ノアの方舟計画はこと言いましたけども、そういう方向でやることのほうが強いのだと、守りやすいのだと。日本全体を守ってその中で被災地を応援していくというよりも、新型コロナウイルス感染症が発生したら、そのような状態でないから。特に、地域、地域で我々で守っていくと。地域完結の防災体制をとるほうがどんな場合でも私は強いと思います。どうでしょうか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、地域、地域でしっかり防災対策を取っていくべきというお話を頂きました。確かにおっしゃるとおり、胆振東部地震いぶりのような長期停電、それと昨年度の東日本台風の時も大きく長期停電いたしました。

あのようなことも含めて、地域、地域である程度決まった範囲内で電力が自給できたり、また食糧等も含めて地域の中できちんと避難者・被災者を支援できる体制があるというのは、災害に強いということだろうと思います。

LPガスなどもよく分散型のエネルギーとして地域、地域でしっかり対応できている一つの大きいエネルギーでございますので、そういった視点は重要だと思っております。

西沢委員

そこで、どうも国のほうはそういう動きがよく分からないですね。

私には、今、巨大災害が発生したときの対応策があまり見えてこない。だから徳島県は国のほうは置いておいて、徳島県だけでも全力でそっちのほう、新型コロナウイルス感染症プラスアルファの巨大災害が起こったときの対応をどうするのかということを実際にやってほしいという意味では、何かチームでもこしらえたらどうですか。対策として。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、地域分散型のエネルギーと申しますか、地域、地域でしっかり完結する防災対策として、チームを作って具体的に検討してはどうかという御質問を頂きました。

ちょうど今年、危機管理と環境部門も加わりまして危機管理環境部となったところでもございます。ですから体制としては、部としての体制もいろいろな意味で強化されております。

そういった中で、今、委員からおっしゃっていただきましたようなチームも含めて、地域完結のエネルギーも含めた対策というのを検討してまいりたいと考えております。

西沢委員

ちょっと先に言い過ぎやわ。その中で電力のことを先ほどからここまで水面下で大分話をしてきましたけれども。今、千葉のほうの大停電、台風で鉄塔が倒れたのかな、それから木がたくさん倒れて、鉄塔などは風速40メートルぐらいで、倒壊してびっくりしました。

それから牟岐町でも2年ぐらい前に台風があったときに、本数は町も数えてないと思いますけれども、牟岐町だけの話として杉が1,000本ぐらいは倒れたのかな。太さがこんなのでしょうか。根っこが2メートルぐらいしかない。

間伐するからその大きさというのは大体あまり向こうにもいけませんから。日和佐の南部総合県民局に聞いたら、その計算ですと。2メートルぐらいが根の計算です。

要するに2メートルぐらいが根で、直径が40センチぐらいある高い木が、こんなのもつのかなと、普通そういうことで風速がいくらまでもつのかなと。今までよく台風でたくさん倒れなかったなと思ってしまうのです。

鉄塔も風速40メートルですよ。地震でどれぐらいもつのですか。耐震的にはどうなのですか。そういうのは計算しているのでしょうか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、電柱等、鉄塔等が地震でどれぐらいもつのかとの御質問でございます。

四国電力のほうに確認いたしますと、先ほど委員がおっしゃいましたように、平均風速40メートルを基準に電柱等は設計されておると聞いておりまして、一応国のワーキンググループでの検討の結果、大規模災害、地震が起きたとしても、十分な強度を有するという形で今整備されておりまして、特に風速40メートルという基準が見直されるという話ではないようにお伺いしております。

西沢委員

今まで風速40メートル以上はたくさんありましたよね。よく倒れなかったと思います。

だから、私が言いたいのは、南海トラフ地震、関東直下地震といろいろ大きな災害がありますけれども、そういう大きな災害が来たときに、電力会社はどれぐらいで復旧すると言っておりますか、まず、それを聞きたい。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

電力会社に確認しましたところ、どれぐらいで復旧かというのは、その時々のリソースによるということで、具体的にいつまでというのを明確に申し上げるという段取りではなく、ただ去年のように長期停電になったという反省を踏まえて、今かなり対策を進めていただいておりますので、今後ともそういった部分については、できるだけ短縮したいとい

うお話でございます。

西沢委員

全ての防災計画、今の計画の中に新型コロナウイルス感染症を含めた中で。人員確保できるかとかね。そういう大きな災害が来たら多分感染は広まります。

少なくなるというのは考えにくいです。広まります。そんな中で、今までの防災計画そのものを全部見直す必要があるような気がします。特に電力などでも先ほど言いましたように、あんな木の程度とか杉しか見ていませんけれど、鉄塔の在り方、そういうものも計算に入れた中で、今の計画が立ったのだと思いますけれども、私たち素人から見たら、そんなのでいいのかなと思います。だから多分長期になるのかなと思います。

そういう今、新型コロナウイルス感染症が加わりまして、人員体制とか簡単に動かせないような状態になってくるのかな。そういう状態になるのが多いと。

だから長期停電というのは、十分にあり得るなど。そういうことも含めて、地域、地域で、例えば、一つの街の中でも事業ソーラー、家庭用のソーラーと事業発電、事業としてやっているちょっと大きめのものとかいろいろあります。小水力発電もありますよね。いろいろと小さい発電がいっぱいあります。それを地域で一つにまとめる。地域でまとめて地域ごとに電力を完結する。電線の配置はありますから、それはまた当然ながら四国電力さんと話をする中で、地域の電線をうまく利用して。地域でやったいろいろな発電をそのまま利用して、地域の電力を確保する。当然ながらそれだけであつたら電力の変動が大きすぎて直ぐに停電する。ブラックアウトするということも考えられます。

だからこそ、ちょうど最近出始めました一つのエリア内で電力を守っていくという、例えば、むつぎわスマートウェルネスタウンで地産地消のエネルギー供給とか、パナソニックの空間ソリューション、これもエネルギーの地産地消ですけれども、エネルギーの地産地消というのが少し出始めました。

今までののは、自分たちのやっている企業のエリア内とか、そういうのが多かったと思いますけれども、地域全体でやっていくためには、電気を使用する使用しないの在り方を、ここは電力の発電が少なかったら切りますよとか、ここは絶対切ったらいけませんよというようなランク分けの中で、スイッチを入り切りする中で、変動を調整していくという形にすれば、そのエリア内での地産地消が可能で、大規模停電、長期停電してもそのエリア内で頑張っていける。最低限のことで頑張っていけるということも可能なのかな。

そういうことを1回考えてほしいなと思います。前のときにはそれをするには大きな電池が要りますよと、大きな金額が要りますよと。固体電池ができれば、安くて安全で能力もこれからの問題だし、大きく出ていける可能性があるという固体電池の、そろそろどこかでという話が出てきていましたけれども、当然そういうのができれば、それを入れたらより安定化しますから。まず、それを待つまでもなく、地域、地域でエネルギーの完結の方法をして、大停電、長期停電に備える、大規模災害に備える。

これも私が言ったノアの方舟計画、地域で守っていくという、電力を守るという一つのことですけれども、どうでしょうか。こういうのはできるのでしょうか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

今、委員からお話がありました、地域、地域で電力を賄うというお話でございますが、正に、自然エネルギー庁のほうで地域マイクログリッドというような形で、そういった先ほど委員がおっしゃいました神奈川県藤沢市の取組でありますとか、千葉県の睦沢町での取組などが、正に、そういった実証的な取組を今進めているとお伺いしております。

そういった中で、国としては、技術的にはまだ実証段階であるというような位置付けでございますけれども、将来的にしっかりと地域の防災力向上という意味で有効であるということは大きな視点として持っているみたいですので、今後も県としてもそういった取組とともに、環境部門とも連携をしてまいりたいと考えております。

西沢委員

是非、全国発で前向きに取り組んで、これぞ全国知事会の会長の所だなというようなことで見せつけてほしいです。坂東副部長さんもよろしく頼みます。

それから、少し気になるのが、前から言っていました非常電源の在り方です。非常電源というのはどれぐらいもつのですか。

いろいろな所で非常電源を使っていますけれど、テレビとか、電話とかそんなものもアンテナで基地局みたいなところで、山の上にアンテナを立ててしていますけれども、そういうのとか、病院の非常電源、県庁の非常電源といろいろありますけれども、今の燃料は大体どれぐらいもつのでしょうか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

非常電源のもつ時間というようなお話がございました。基本は命の72時間と言われますように、3日間程度は、まずは自立して電源を確保できるようにということで取り組んでおります。

西沢委員

では、3日以降どうなのですか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

3日以降につきましては、ある一定程度、緊急輸送道路とかそういった所も復旧してくるだろうということで、各協定等も結んでいますので、そういった中で、協定等に基づいてエネルギー供給事業者から特に優先的に重要な施設については、エネルギー供給を受けることになろうかと考えてございます。

西沢委員

巨大災害の場合は、緊急輸送道路ができるかどうかというのが私にはよく分からない。那賀川辺りは、昔、海の中だったので、沿岸部の道路などは液状化が激しくて、多分かなり厳しい状況になるかなと想像します。

そういう沿岸部というのは、本当に道路の液状化を考えて道路を造っていませんでしょう。だから非常に弱いのではないのかな。地震と津波が来たら沿岸部の道路は、ズタズタになるような可能性があります。だからスムーズに計画どおりにいくのかなと思います。

例えば、さっき言いました基地局などは山の上にありますよね。山の上に行くのにどのような道路を使っているかというのが非常に気になるところ。私が知っているのは非常に弱い。多分地震が来たら潰れるだろう。それも1か所でなくて、かなり潰れるだろうと。

だから、山の上まで燃料を運ぶにはまず無理だろうな。ではヘリコプターで降りられるかといったら災害時にはそんな広場はありません。だから、3日間で携帯とか電話関係では不通になるのかなと思ったりします。

前に聞いたときには、アンテナ車がありますと。アンテナ車は徳島県に何台ありますか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、アンテナ車というお話を頂きましたが、それはドコモとかa uとかのキャリアの話でございますが、手元に数字を持ち合わせておりませんので、また御報告させていただきます。

西沢委員

急に言っても難しいわね。だけどあまりないと思います。そういう道路網がうまくいっていないときに、全県のあちこちにアンテナ車を設置してやるということは無理でしょう。重要な所だけしかできませんよね。

今、この携帯アプリの中でいろいろなアプリがありますよね。自分の安否確認のアプリとかいろいろあるけど、3日間以上になると、アプリは使えない。これ自身が通じないようになるのでしょうか。全部ではないけれど、そういうところも多いのではないかな。そういうことも国民県民にきちんと、このぐらいしか難しいということも踏まえたことを言わなければいけない。電話はこれだったら大丈夫だろう、最近は一気にと集中しても大丈夫なようなことを言っているという中で、しばらく落ち着いてから連絡しようとか、自分の安全の確認を入れておこうかという話をしたときに、いや通じませんよというようなこともあり得る。

だから、当然ながら、そういうことがないように、できるだけ非常電源の燃料確保というのは必要だと思いますけれども、なかなか難しいと思います。

燃料確保ができて、道が潰れて山の上などに持っていけないもの。だからそういう実態を表に出して言うということも必要なのかなと。

今までそういうことを表に出して言ったというのは、ちょっと聞いたことがないです。でも、現実的にはそういうことがあり得るということですよ。どうですか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

確かに昨今、大規模災害が全国各地で多発しております。そういった際に、やはり通信というのはものすごく重要なインフラの一つでございますので、県としましても、ドコモやa uとか、そういったところとしっかり連携しまして、今後とも早期の復旧、更にはまずは被災しないということも視野に入れて、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

西沢委員

是非、総合的に新型コロナウイルス感染症プラス巨大災害という中で、防災計画の中での見直し、各企業も含めて皆が防災計画の見直しをできることは今計画してやっていくと。できないことは仕方がないけれど、そういうことをやってほしいなど。

県庁だけがやるのではなくて、皆がこういう中でどうなるのだろうなということを考えて、もう1回再度、計画の見直しをやってほしいです。それをちょっとよろしく願います。

黒崎委員

今の西沢委員の関連といえば関連なのですが、この質問は通告していませんでしたので、分かる範囲内で結構でございますが、防災の面でもまた、医療の面でもお互いにいろいろ協力しようというのが関西広域連合の目的の一つでございます。関西広域連合の中でも広域医療を担当するというのが、徳島県の役割というふうに聞いております。

幸い徳島県は新型コロナウイルス感染症感染者が6名。これを幸いと言ったら怒られるかも知れませんが、幸い6名というようなことでありまして、大阪、神戸、京阪神一円にかなりの患者さんも出ております。

仮に、第2波でかなりの感染者が京阪神に、あるいは徳島県にも出た場合、京阪神のほうに対応できないぐらいの患者が出た場合に、徳島県的には広域医療的に協力というのはなされるようなことなのでしょうか。どうなのでしょうか。

美原広域医療室長

ただいま、黒崎委員から阪神圏若しくは徳島県におきまして、新型コロナウイルス感染症患者が想定以上に増えた場合に、どういう連携・仕組みがあるのかという御質問でございます。

関西広域連合におきましては、新型コロナウイルス対策本部会議を設置いたしまして、いくつかの申合せをしております。

医薬品・医療資器材及び医療専門人材の広域融通、それから検査の広域連携、広域的な患者の受入体制の連携ということでございます。

この広域的な患者受入体制でございますけれども、各府県市内におきまして、いわゆる入院患者それから軽症患者の受入れというのは、基本的には各都道府県において実施することが原則になっております。

ただ、それにつきまして、感染症患者が大幅に増え、自府県内での受入れが困難になった場合は、広域的な調整というのが必要になってまいります。

関西広域連合における広域的な患者受入体制の中身につきましては、入院を要する患者につきまして、四つのグループに分けてございます。このうち、軽症者・無症状者につきましては、各府県内の宿泊施設等を設置することから、まず最初には除外すると。

重症者につきましては、人工呼吸器等を付けたままの搬送が難しい方につきましては、広域的な医療人材派遣での対応を考えると。ECMOネット等との連携を進めております。

そして、原則的に広域医療局におきまして調整を行うものにつきましては、まず比較的 に症状が安定している中等症患者について、調整の対象とするということを取り決めております。

広域調整の範囲につきましては、患者搬送に必要な機材、アイソレータという陰圧装置があるのですけれども、規格能力等を考慮いたしまして、安全に患者搬送を行うため、原則として通常搬送時間が片道1時間以内の場合について行うと定めております。

ただし、先ほど軽症者・重症者についてはなかなか難しいということで、受入れはできないということではあったのですが、実際にはいろいろな可能性が起きるであろうということですので、どうしてもそういうようないろいろな事情が生じた場合には、この広域連携の仕組みを生かしまして、個別の状況に応じまして、広域医療局が構成府縣市と調整を行うということとしておりますし、無症状者・軽症者につきましても、広域的な調整を進めていくということも申し合わせております。

黒崎委員

ということは、相互に協力し合うということですね。それは否定もすることではないし、大いに協力できることは協力していかないといけないなということでございます。そういう気持ちも我々自身も持たなければならないとそう思います。

PCR検査のことを聞きますが、PCR検査も京阪神のほうが一杯一杯だというふうなことになるれば、検体は現地で集めるけれども、検査を徳島県が何とかお手伝い願いたいというようなことは想定されているのでしょうか。

美原広域医療室長

ただいま、PCR検査の連携につきまして、質問いただきました。先ほどの申合せにおきまして、検査の広域連携というものも申し合わせております。

中身につきましては、各構成府縣市におきまして、各地方衛生研究所等の検査処理件数を超える場合に備えて、検査体制能力等の情報を共有するなど、関西圏域の地方衛生研究所PCR検査可能機関の連携を支援するというような取組を行っております。

これにつきましては、関西間での連携ということで2月20日に和歌山県からの要請に伴い、大阪府が150検体の検査を受け入れたという実績がございます。

なお、検査の連携につきましては、当初、関西広域連合管内の検査能力件数ということ調べた結果、約700件ということだったのですが、漸次、各構成府県市内におきまして、検査能力の増強が図られておりまして、直近では1日当たり3,000件を超える検査能力となってきております。

黒崎委員

現在は3,000件を超える検体が可能であるということですね。以前、2月の段階では和歌山の検体を大阪が150検体受入れたということで、近い所で協力し合うということが大変大事なのだろうなと思います。

先ほど西沢委員がおっしゃった、そういったお互いの協力というのですか、国際的な協力も含めてのお話をなさいましたけれど、関西広域連合として、今後もいろいろなことを想定して、しっかりと広域医療をやっていただきたいと思います。

続いて、ターンテーブルについてお聞きします。ターンテーブルは資料を頂戴いたしました。

委員会の中ではいろいろな議論があったのでしょうか。見せていただきましたが、宿泊の部分がとても悪い。これはもう本当に御苦労されているなと思いました。

海外インバウンド対応で、そもそもやられていたところがございますので、このところで今後、国内対応も少しお考えになるようなことはないのでしょうかというのが私の質問なのです。きちんとした法人でございますので、我々が行政の立場でとやかく言うことではないのですが、やはり徳島県も出資し、協力しているということでございますので、少しこのあたりが気に掛かるところでございまして、インバウンドに特化してこだわるといっても大変よく分かります。

しかしながら、なかなかインバウンドを復活するという事は難しいので、まず何か、国内あるいは、ビジネス枠で働き掛けていくということは議論の中に入っているのでしょうか、ないのでしょうか。

福岡もうかるブランド推進課長

黒崎委員からターンテーブルについて、宿泊部門についての国内向けにシフトということで御質問いただいております。

宿泊部門につきましては、これまでインバウンドを中心とした客層を中心に実績を重ねてきたところでございますが、今般の新型コロナウイルスの影響は深刻な状況にあると考えてございます。

現状において、多くの国において海外渡航制限の措置が取られている。また、日本においても入国制限があるということもございますので、現在は世界的にも旅行需要というのが停滞しているというふうと考えてございます。

インバウンドの需要回復には、しばらく時間が掛かるということで、委員からお話を頂きました国内向けへの転換につきましては、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波は懸念されております中、こういった新型コロナウイルス感染の今後の状況も踏まえまして、運営事業者と共に検討してまいりたいと考えてございます。

黒崎委員

少し最後聞き取りにくかったのですが、検討していくというふうなことです。是非ともそういうことで柔軟な対応をしていただけますように、よろしく願い申し上げます。これは我々の期待も大きいですから、是非ともお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、マイナンバーカード等について御質問したいと思ひます。

これも私はマイナンバー制度で5回ぐらい代表質問をしているのですが、その中で知事が災害に使うのだというお話を随分と前にされまして、それを知事が一生懸命働き掛けていただきまして、保険証の対応で使うのだというふうなところまでやってきました。本当によくやっていただいたなと思ひます。

国民健康保険・社会保険等、保険証をマイナンバーカードに連動させるということでございますが、そのことについては、一般の病院と、あるいは公的病院と徳島県内にもあるわけでございます。

時期が3月からとなっておりますが、この新型コロナウイルス感染症の騒動で、このマ

イナンバーカードと保険証との連携、連動というものがよく見えておりません。民間病院の場合は、どのようにされるのか、あるいは我々は公的病院、このところがどこになるのか、大変興味があるところがございますので、まずは県立3病院等公的病院について、3月までの間にマイナンバーカードの活用、連携がどのようにできるのか、タイムテーブル的に御説明いただければと。

阿宮病院局次長

ただいま、黒崎委員からマイナンバーカードの保険証としての利用についてといった御質問でございました。また、スケジュールといったことでございます。

県立病院におきましても、マイナンバーカードを保険証といたしまして利用することで、オンラインの資格確認ですとか、患者の皆さんの特定健診情報、あるいは薬剤情報等閲覧できるようになり、効率的でかつ質の高い医療提供体制を進めていくことができると考えておりまして、こうしたあたりは、今、委員の御指摘のとおりでございます。

現況でございますが、現在、社会保険診療報酬支払基金、組織でございますけれども、こちらで新たな補助制度が創設されまして、この支払基金によって、今後、医療機関、薬局向け専用のポータルサイトといったような仕組みが開設される予定ということになっております。ここは今、委員の御指摘にもございました新型コロナウイルス感染症の関係で若干作業、実務等が滞っておるというように聞いております。

また、県立病院におきましては、この国の組織によるポータルサイトが開設された後、各病院が顔認識付きのカードリーダーの申込みですとか、あるいはオンライン資格確認システムの利用申請ですとか、こうした実務的な手続きを国の動向に応じて進めていくといったことで、鋭意準備を進めているものでございます。

また、今後、利用手続きのために必要となるカードリーダー、システムの改修等々もございますが、これにつきましては、先ほど申しました補助制度を利用するためのポータルサイト、まずこれが開設されないと始まっていきませんので、このポータルサイトの開設状況等、常に動向を注視しまして、適宜対応し、御指摘のございました令和3年3月からの開始を目指して、所要の実務を進めてまいりたいというふうに考えているものでございます。

また、薬剤のほうのシステムにつきましても、薬剤情報も効率的な診療に活用していくといった効果がございますので、こちらは令和3年10月からの開始ということで、スケジュール感をもって、支払基金あるいは先に申しましたポータルサイトの開設等々の動向、これらを注視し、保健福祉部等関係機関と十分に連携しながら鋭意取り組んでまいりたいと考えているものでございます。

黒崎委員

新型コロナウイルス感染の混乱があるので、若干遅れたりするのは、想定するべきなのだろうと思います。

今はお荷物のような言われ方をされているのですが、これができれば本当に便利なカードになりまして、大いに医療の面で活躍できるものだと思います。

薬剤のほうは、10月からということですが、例えば、当初知事がおっしゃっていたのは

震災のときに、もし倒れている方がおられて、その方がマイナンバーカードを持っていたら、病歴等々とか、あるいは、どのような薬が使われたのかとか、そんなことも分かるかもしれないというようなお話がございましたのですが、そこまで分かるものなのでしょうか。

聞いたところによると、マイナンバーカードにはカード自体の中に重要なものは入れないというふうな、個人情報を守っているというそんな話でございました。

その部分を大いに勘違いされている方がいまして、カードに重要な情報が全部入っていてそれが見られてしまうのだというようなこと、紐づけしなければ読めないことですよというようなこともきちんと大いにPRしていかなければいけないのかなと、特に医療の面だと思います。

先ほど私が申し上げましたカードの中にはどのような情報が入っているかということでございますが、これはどうなのですか。今、分かりますか。

では、病歴等を見ようと思えばカードから直接読めないですね。紐づけして、例えば、こんな薬剤が使われたということはこんな病気の可能性があるなというのは分かるのでしょうか。どうなのでしょうか。

美原広域医療室長

まず、黒崎委員からマイナンバーカードにアクセスすることによってどのような情報が分かるのかという御質問でございます。

マイナンバーカードの健康保険証の利用といたしまして、どのような形で行うかと申しますと、マイナンバーカードのICチップ又は健康保険証の利用番号等によりまして、病院が医療機関等、もしくは薬剤とかあるのですが、オンラインで資格情報を確認することによりまして、医療保険者等が保有する情報にアクセスできるというものでございます。

オンライン資格情報が導入されている機関においては、患者の薬剤情報・特定健診情報を本人同意の上、閲覧することが可能という制度となっております。

黒崎委員

それを見られるのはお医者さんのみなのでしょうか、それともそれ以外の方にも見られるのでしょうか。

美原広域医療室長

これが見られるのは、医師・歯科医師等に限定されているということでございます。

黒崎委員

民間のほうのことも少し聞きたいのですけれど、民間病院のほうも来年の3月ということで同じように進められているのでしょうか。分かる範囲で結構でございます。

美原広域医療室長

こちらのオンライン資格確認導入に必要な機器とか、補助につきましては、社会保険診療支払基金を通じて行われているということございまして、公立病院とスケジュール的

には同じようになっていると考えております。

黒崎委員

分かりました。いずれにしても、国の重要な施策でございますので、しっかりと国と連動して前に進めていただきますことをお願い申し上げて、私の質問は終わります。

福山委員長

午食のため委員会を休憩いたします。(11時55分)

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時03分)

それでは、質疑をどうぞ。

岩佐委員

私からも何点か質問させていただけたらと思います。

まずはじめに、先週金曜日の県土整備委員会でも、その朝に新型コロナウイルス感染者の6人目が出たということで報告があり、先ほども報告いただいたのですが、少しだけ補足の説明を頂けたらというふうに思います。

ちょうど金曜日の段階ではまだいろいろな聞き取りをしているというようなことで、その後、土日の間、感染陽性患者の方からの聞き取りをしていたという、本当に危機管理環境部であったりとか、また保健福祉部、また病院局とか、また当然連動して各部にも6人目が出たということで、大変御尽力いただいていたということがあろうかと思えます。改めて、御尽力にも敬意を表する次第であります。

これからもしっかりと対応していただきたいと思うのですが、特に危機管理環境部また保健福祉部の方には体調管理にも努めていただけたらというふうに思っております。

その中で、先ほど報告もあったわけなのですが、接客業ということで30人のお客さんがいて、8人と連絡がついて、残り22人が連絡がつかないというような状況でありました。

今日の新聞にも出ていたのですが、連絡がつかない22人のうちの2人が相談をされて、検査を受けて陰性であったというようなことであります。

最初6人目が出た時、そこからの経路不明の感染者が増えるのではないかというので大変危惧したところなのですが、今のところ全員が陰性であるというようなことであります。引き続き、例えば、連絡先がついている残り二人の方であったりとか、22人のほうの残り20人ほどに対しても、PCR検査をやっぱり受けてもらわなければいけないということでの啓発というのをどのように進めていくのか、どのように伝えていくのかということが必要であろうかと思えます。その点と併せて、その方はお店等にも出入りをしていて、行動履歴から接触者と認められた方に対してもPCR検査を受けていただいているわけです。金曜日の時点でも、少し御報告があったのですが、大阪からの帰りはバスを利用して帰って来られたということなのですが、例えばその時のバスに同乗していた乗客というのが、接触者という形になるのかどうかも含めて、近くにいた方々へのPCR検査への要請というか、また相談をしてくださいというようなことをどのように進めていくのかをお聞かせ

いただけたらと思います。

梅田感染症・疾病対策室長

ただいま、岩佐委員から濃厚接触者とされておられます30名の方たちのその後の状況であつたりとか、県の対応そしてバスに乗られた方の今後の対応について御質問がございました。

まず、県において把握しているということで、濃厚接触者として、接客業、風俗店を利用された方としましては、県では一応30名と把握しておりまして、店が連絡先を把握している8名につきましても、既に連絡を全てとっております。

委員がおっしゃったように、既に6名につきましても、PCR検査を受検いただきまして、健康観察を引き続き実施、あと、まだ受検されていない方につきましても、保健所がきめ細やかに連絡をとりながら、検査に向けた調整を行っているというところでございます。

あと、連絡先を把握していない22名の方につきましても、先ほど報告させていただいたのですが、2名の方が昨日、検査を受検いたしまして、陰性と確認されましたけれども、今後の健康観察ということでフォローしているところでございます。

現在のところ、20名の方がまだ状況が把握できていないというところでございますけれども、県としましては、連絡がとれるような形で広く見つけてまいりたいと考えております。

その一つとしましては、この度、店名も公表してないというところがございますが、しかしながら県といたしましては、クラスターを徹底的に封じ込めるということを考えておりますので、今回につきましても、エリアを限定して、業種も絞って期間をお知らせしてということで、発生例は徳島市内ということと、風俗店を利用された方、6月17日から25日という期間をお知らせいたしまして、この期間に市内の風俗店を利用した方のみならず、従業員の方につきましても検査対象を広く拡大いたしまして、検査の希望がありましたら保健所に相談いただくということで、それで検査につなげていくということで、県のホームページであつたりとか、ツイッターとかLINEで根気強く続けていってまいりたいと考えておりますし、実際に保健所にもかなり相談も増えてございます。

そういうふうなところで、保健所につきましても相談体制であつたりとか、あとは積極的疫学調査の体制ということで、応援部隊ということで県も人員を配置しておりますし、あと検査体制でございますけれども、こちらにつきましても、県医師会の方が運営していただいております地域外来・検査センターで、検査機能の増強というところで連携をとりまして、検査が対応できるような形で検査の増強というのを図っております。

あと、広く県民の方に呼び掛けて注意喚起を図っていくと。しかしやはり他県でも夜の街のクラスターということで、非常にリスクをはらんでおります。県としましては徹底的にクラスター発生を防ぐということで対応を図ってまいりたいと考えております。

バスの乗客につきましても、この方が、バスを利用されたのは6月16日と聞いております。

それで、この方が発症されたのが、6月20日と御本人さんに確認がとれております。

実は、感染可能期間として国立感染症研究所から示されている期間といたしましては、発症から二日前という国立感染症研究所の見解がございまして、県としましては、6月16日ということで四日前ということでそのあたりは感染可能期間に当たらないということ

と、御本人さん自身がマスクもしていたということでございますので、そのあたりで接触者としては考えておりませんが、しかしながらやはりこのバスを利用して非常に心配であるという方につきましては、保健所のほうで対応してまいりたいと考えております。

岩佐委員

バスの件に関しては多分、大阪で感染したであろうということで、また発症の4日前であったということなので、今のところでは接触者に入らないのですけれども、相談があればということでもあります。

今日の新聞にも、今、特に不安であった場合、PCR検査が無料であるということも書かれておりまして、いまだに濃厚接触者とかであれば無料になるのかなという思いはあったのですが、こういう不安がある、特に接触者というのですか、近い所にいたという可能性があるということで、多分無料でということもありますので、しっかりと周知をしていただけたらと思います。

それと、連絡がつかない20名なのですけれども、ちなみにこれは聞き取りから連絡先がつかないというか分からないということで、難しいとは思うのですけれども、この20人のうちで、話の中から、例えば県内の方なのか、場合によっては県外から来られても県外に帰られたという可能性もあるとは思うのですけれども、その辺の状況というのは何か情報は聞き取られておるのでしょうか。

梅田感染症・疾病対策室長

岩佐委員から、利用された方につきまして、感染者の方から県外であったりとそのあたりの状況についてということで御質問がございましたけど、中には県外の方もいらっしゃったし、でもしかしながら恐らく、これは推測にもなるのですけれども、少し話の中で、ということなので、はっきりしたところは分からないというのが現状でございます。

岩佐委員

一応、残りが20名いるということで、20名の方が県内の方であると想定はしなければいけないと思います。

ただやはりいろいろなプライバシーのことであったりとか、人権に配慮しなければいけないところもあろうかと思えます。大変難しい中での受検の依頼等もしていかなければいけないかと思えますが、引き続き、感染拡大につながらないように、大変かと思えますが、しっかりとこの新型コロナウイルスの封じ込めに御尽力をいただけたらと思います。

次に、このコロナ禍^かの中で、病院、特に公立と公的病院のICT化の関係について少し質問させていただけたらと思います。

先日もお話を聞いていたところなのですが、病院で新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れるような体制もとっているというようなところで、特に今よく言われているのが面会ができないというような状況でありました。

話を聞いていると、そこでは余命が短いような方々もいて、その中で入院されているのですが、面会に来ることができない、話ができないということも、入院している患者さんにとっては、それも大変苦痛というか、光も閉ざされてしまったような、そんな状況にな

るのかなという話もお聞きしたところもあるのですが、今回の新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる公立、公的病院は11の病院があるわけなのですが、その病院の中で、ICT、Wi-Fi等が整備をされていることで、例えば今、先進的な取組としては面会で直接会わずにオンラインでの面会ができたりとかいうようなところもありますし、さきの先議で可決した予算の中においても、高齢者施設等、保健福祉の施設等でのICT化推進というようなところもあります。

オンライン面会に重きをおくというわけではなくて、働き方を変えるというようなところでもあろうかと思いますが、館内にWi-Fi等の通信設備が完備されていたら、こういったオンライン面会もできるかとは思いますが、今、公立又は公的病院においてこういった通信環境の整備というのがどういう状況なのかを教えてくださいと思います。

美原広域医療室長

岩佐委員から新型コロナウイルス感染症患者に入院していただく11病院のWi-Fiの設備状況、あるいはオンライン面会の状況についての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れる11病院の状況につきまして確認をいたしましたところ、まず院内におけるWi-Fi環境の有無についてでございますが、11病院中1病院が対応で、1病院が一部対応、1病院が検討中、これ以外にはスタッフのみ使用としているという病院もございますが、基本的にはWi-Fi環境としては1病院が対応というような状況でございます。

この検討中の病院によれば、新型コロナウイルス感染者を受け入れる病棟に限り、検討していると、ただ医療機器や病院情報システムへの干渉も含め、現在調査中であるということでございます。

一方、遠隔での面会についての状況でございますが、こちらはWi-Fiの設備をしている病院とまた違っておまして、11病院中1病院のみタブレット端末によりテレビ電話が可であるという話がございます。

また、それ以外4病院について、検討若しくは一部対応可ということでございます。

さらに、それぞれまちまちでございますが、検討中のものも含めますけれども、個人持ちのスマホ等であればOKという病院も4病院ございます。

その検討中の病院におきましては、若い人であればスマホ、タブレットも可能ですけれども、高齢者の場合、スタッフの対応が必要でないかという御意見もあったところがございます。

岩佐委員

1病院では、既にWi-Fi環境が整っていたり、また一部、検討もされているというようなことであります。

面会において個人の携帯等の利用というようなこともあり、検討中のところでもあったのですが、病院の医療用の機器等への影響、当然、院内では携帯を切ってくださいみたいなことがありますので、通常の電波を使うというのはよろしくないのではないかと思います。ただ入院されている方にとりまして、こういった顔が見れるというのは大きな力になると思いますので、今後検討をしているという所に対してもしっかりと支援をしてい

ただきたいと思えますし、特に公的病院に関しては、今、病院の運営自体もかなり厳しくなっているところもあろうかと思えます。

通常の外来受診においても、控えようという動きもあつたりしますし、そんな中で面会等もオンラインでも可能であるということも、その病院を受診をしようかといったときに、この病院だったら何かあったとしても十分対応していただけるのかなど、そういう思いにもなってくるかと思えます。これも県民の皆さんの医療への安心感につながるものだと思いますので、引き続きこういったオンラインでの面会ということができるように進めていただけたらというふうに思えます。

それともう一つ、このICT化、通信設備の利点として、面会プラスそこで働いている医療関係者の方の働き方の改革であつたりとか、安全面というのにもつながるものだと思います。

遠隔診療とまではいかないのですが、特に仮定の話なのですが、例えば、新型コロナウイルス感染症の軽症患者が入院したとして、その中で毎日なり1日何回かの検温等とか問診等とか行わなければならないとは思いますが、その時にも看護師さんであつたりとかが患者さんの所に行つて、体温は何度ですかというようなやり取りも必要だと、当然顔を見てやり取りするところも必要だとは思いますが、できるだけ接触の機会というのを減らすことにもつながるのかなど。

それも例えばタブレットで顔を見ながら何度でしたかということで、患者さんと接触しなくても問診ができるというようなことは大変なメリットではあるという、病院関係者の方との話の中でも出てまいりました。

そういう意味でも、こういった問診等も進めていただけたらいいのですが、先ほどは面会の状況だったのですが、今はこういった通信機器を使つての問診等を県内の11病院において、どれくらいの所がやっているのかを、もしつかんでいたら教えていただけたらと思えます。

美原広域医療室長

院内におけるいわゆるモニター等を使つた遠隔医療についての御質問でございます。

こちらにつきましては、11病院中1病院のみが対応ということで回答を頂いておりました、3病院が検討中または整備予定と伺っております。

対応病院でどのような対応をするかと言いますと、生体情報のモニタリングでありますとか、軽症者におきましては、タブレットにナースステーションと病室をつないでの観察やバイタルチェックを行うということも考えていると聞いております。

ただ、意見といたしまして、軽症者であればほとんどの医療業務の遠隔対応が可であるのだが、中等症以上、酸素吸入等必要な部分に個々に考える必要があるという話も伺っております。

岩佐委員

1病院では既に対応している、3病院では今後予定をしているというようなことであります。

その中で、当然、中等症以上というのは難しいのはよくよく分かるところなのですが、

軽症の患者さんへのいろいろな問診だけでも、多少の時間は掛かるであろうし、軽症が故に仮に新型コロナウイルスであったりとか、その他のいろいろな接触による危険の回避と言ったらあれなのかも知れませんが、働き方改革にもつながっていくし、そういったリスク回避というところにもつながると思いますので、併せて院内の通信環境の整備をすることによってのメリットが見えてくるかと思います。

その他の分野、福祉のほうでもそうですし、当然学校のICT化であったりテレワークも全部含めて、今回の新型コロナウイルス感染症の影響によって、ICTであったり、通信、オンライン等かなり進むものだというふうに思いますので、病院の関係でもこういったICT化というのをしっかりと進めていただけたらと思います。

これは、できるだけ早い段階での充実を図っていただけたらと要望して終りたいと思います。

あと最後にもう1点なのですが、本会議の須見議員からの質問の中で、今年、このコロナ禍^かの中での防災というのですか、災害対応訓練というようなことで、9月1日にとくしまシェイクアウト訓練を行うというような御答弁があったわけなのですが、とくしまシェイクアウト訓練の内容について教えていただけたらと思います。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、9月1日のとくしまシェイクアウト訓練の内容ということで御質問いただきました。

防災の日であり、震災の日である9月1日に、従来でしたら県の総合防災訓練を実働としてやっているところではあったのですが、今年度こういった形で新型コロナウイルスがまん延といった状況があるということを踏まえまして、とくしまシェイクアウト訓練としまして、すだちくんメールの配信を一つのきっかけとしまして、姿勢を低く頭を守り動かないという地震発生時の安全を確保する行動、よくダンゴムシのポーズと言われるのですが、そういったものを身につけていただくと、3密を避けてそれぞれの家庭や地域でやっていただけるということで、この訓練を県下の全域で実施したいと考えております。

岩佐委員

通常であれば、総合防災訓練等を行うのですけれども、それができないということで新たな取組というようなことであるわけなのですが、今のお話の中で、すだちくんメールを一斉のトリガーにというようなことでありました。

すだちくんメールに関しては、さきの事前委員会の中で、とくしまゼロ作戦課の地震対策行動計画の中でも、このすだちくんメールの登録者の見直し、上方修正がありました。今年度中に4万5,000人以上という形で、すだちくんメールの登録者を増やすということでありました。今回のシェイクアウト訓練を行うに当たって、すだちくんメールをまずはきっかけというようなことで、このすだちくんメールは以前から登録者をもっと増やさないといけないというようなお話もさせていただいていたところなのですが、4万5,000人と言えは県民の人口の6パーセント程度ということで、これをもっと増やしていかなければいけないと思うのですが、このシェイクアウト訓練に向けて、すだちくんメール登録者増をどうしていくのか、またこのすだちくんメールをトリガーにするということなので、

その他登録をしていない人というのがこの訓練にどのように参加していくのかをお聞かせいただけたらと思います。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

まず、すだちくんメールの登録をどうしていくのかということにつきまして、今回9月1日のシェイクアウト訓練に向けて、8月を新しい生活様式に対応した防災啓発月間、重点的な取組ということで、チラシや新聞広告などの広報媒体を広く活用したり、更には専用のホームページを開設して、その中で広く県民に呼び掛けていきたいと考えております。

せっかくこういった機会ですので、4万5,000人という目標ではありますが、更にもっと上積みしたすだちくんメールの登録者をまずはここで目指すと。それと併せましてホームページのほうにおきましても、確かに委員からお話がありましたとおり、すだちくんメールの登録者だけでは、まだまだ4万5,000人に満たないというような状況でございますので、訓練参加者に訓練だけの登録という形の登録を別途募ってはどうかと考えております。

それと併せまして、県有施設ではJアラートを任意で一斉配信できますので、そういったことを県有施設では施設管理者にも事前にお話しさせてもらって、一斉配信を行うとともに、各市町村におきましても、同様の取組を促してまいりたいと、更にやはり家庭や地域だけでなく学校や事業所もこれと一緒に取り組んでいただきたいと思いますので、そういった団体等や学校を通じましてシェイクアウト訓練への参加を広く呼び掛けてまいりたいと思っています。

岩佐委員

8月の啓発月間の間でしっかりとPRもしていただいて、より多くの方にこのシェイクアウト訓練にも参加していただけるように、またすだちくんメールの登録者数も同時に増やしていただけるようにしっかりと努力をしていただけたらと思います。

事前委員会にもお話ししてもらいましたが、避難所におけるいろいろな新型コロナウイルス感染症対策というようなこともあって、いろいろな各市町の取組状況というのを集めてきてお知らせをするということもおっしゃっていたので、どんな対応が有効なのかとか、当然、情報発信する予定であろうかと思うのですけれども、いろいろな対策の方法等をお知らせをいただけたらというふうに思います。

最後になるのですが、これも、すだちくんメールはすだちくんメールで、ホームページというか、登録の画面があったりとか、そこから情報も頂いたりするのですが、加えて先ほど保健福祉部のほうで言っていた新型コロナウイルス感染症対策のQRコードを登録するであったりとか、そちらはそちらで運用していたりとかするのですけれども、どちらも危機管理上、連携してもいいのかな。何かこうアプリ関係も割と多いような気がしますし、経済対策のほうも載っている新型コロナウイルス感染症のポータルサイトというのがあったりとか、割といろいろなものがあって、片一方を見ていると、片一方は忘れてしまっていたりとかしますので、何かそこらの連携は図っていかないといけないのかなと個人的に思います。今後、すだちくんメールも基本、県の防災の多分一番重要なサイトという位置付けかとは思いますが、ほかの関連するアプリ等も、そこへ関連付けていって

ただいて、より便利なもの、それで利用する方にもメリットが出るような、そんな取組を要望して終わりたいと思います。

長池委員

関連で、少し確認しておきたいと思います。一番最初のPCR検査というか、今回の6人目の感染者の件であります。

バスの同乗者は、発症前であるために感染期間でないということで対象となっていないけれども、希望があれば検査をしてくれると。無料でというふうに聞こえたのですが、そのあたりもう1回明確にお願いしたいと思います。

梅田感染症・疾病対策室長

長池委員から、高速バスの乗客の方について感染のおそれはないか、そういう方につきましても検査ができるのかということでございますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、国立感染症研究所の見解によりますと、発症2日前から、感染可能期間とされるということで、今回は4日前で、ウイルス感染可能期間とはされていないので、接触者という判断はしていないのですけれども、やはり皆さん、例えば、症状があつて心配であるとか、御心配な方につきましては、保健所のほうに御相談いただいて、その上で、検査について対応させていただきたいというふうに考えております。

長池委員

症状があるかないかとか、条件が付きそうなのですかけれども、一応、無料でしてくれるのですか。

梅田感染症・疾病対策室長

一応、県の検査につきましては、行政検査ということで無料となっております。

長池委員

あと、資料2を見ているのですが、一番下、今回発生した店舗以外の従業員や客であってもPCR検査の希望があつた場合、全て検査を実施と。これは、症状などの条件があつたりとか、お金の面とか、そのあたりを教えてください。

梅田感染症・疾病対策室長

先ほど、説明させていただきました、こちらのほうから期間を定めて、エリアを定めて、それと業種というふうなことで検査させていただくということでございますけれども、そちらにつきましては、症状の有無にかかわらず、保健所に申し出ただきましたら、検査を対応させていただきたいと。それも無料で対応させていただきたいと考えております。

県としましても、クラスターを徹底的に予防するという観点から、今回につきましては、そういう対策を取ってまいりたいと考えております。

長池委員

こちらの場合は、無症状でも検査しますと。バスの場合は症状を見ながら。以前と一緒にということかな。

何でこのことを求めたかという、2月だったか県内で初めて出たとき、小松島西高校の生徒が修学旅行で一緒に飛行機に乗っていて、あの頃は新型コロナウイルス感染症に対する情報も今ほどなかったのも、非常に混乱しました。

小松島市内でも、高校生を中心に、親御さんとか。親御さんが熱が出たとかね。そういうのがあって、いろいろなデマというか何ていうのかな、小松島西高校に近寄らないほうがいいみたいな、そこまで出ました。非常に不幸な事例であります。

今は、そこまでに至らないにしても、私があるとき思ったのは、少しでも何か関連があるかもしれないという個人の不安を解消するために、PCR検査の窓口をもっと広げるべきなのだろうなど。あのときもそう思ったのですが、これからもそう思っています。

ですので、例えば、症状がなくても、有料で、別に1万円でも2万円でも有料でも検査をしてもらえるのであれば、してもらいたいなというふうに思うのです。

しかも、症状の有無といっても、最近よく言っていますね。無症状でも感染すると。無症状でも感染すると有識者会議で提言したにもかかわらず、政府が、それを言うとパニックになるのでとか言って。テレビで言っていることをうのみにして、そのまま私はしゃべっているのですが。そういうふうな、新型コロナウイルスの解明が、まだ、今の時点でも不十分な中で、我々がすべきは、感染拡大を防止すると同時に、県民の不安を取り除くというのが、やっぱり一番の大きな目的の一つとしてあるのではないかなと思う。

そんな中で、同じ飛行機に乗っていたとか、同じバスに乗っていたという人で、それは感染期間でないとか、症状がないと言ってはじいてしまうと、不安は残ったままですよ。私なんか、家に透析をしているお袋とかおましてね。もしそんな状況になったら、多分、家には帰れないだろうなという感じがしております。

無料か有料かは、さっき確認したのは、有料でも希望者はできないのですか。

梅田感染症・疾病対策室長

長池委員のほうから、有料でもということですが、医療機関におきましては、保険適用という形でPCR検査を受検いただけるところがあるかと思えますけれども、県で実施している行政検査につきましては、感染症法に基づきまして、積極的疫学調査の一環とさせていただくものでございますので、そちらのほうにつきましては、やはり医師の判断が必要ということで実施させていただいております。ですので、医療機関におきまして、保険適用という形で、医師が必要と判断したら対応できるということもございません。

長池委員

でも、この資料2の一番下。これは無症状でも検査するのですよね。つまり関連性が強いということなのだろうと思うのですが、この無症状でも検査するということは、そのいわゆる風俗店の感染危険度が高いというふうな認識の中で、無症状でも検査するという意味合いでよろしいでしょうか。

梅田感染症・疾病対策室長

今回、県としましては、無症状の方でも検査するという対応を取らせていただくのは、接客業といいますか風俗関係の方につきましては、業態が3密の状況で対応するということとありまして、その店にかかわらず、当該店舗を利用するしないにかかわらず、非常にリスクが高いということがございます。県としましては、クラスターの発生を徹底的に予防するという形で、今回におきましては、その当該店舗以外の方であっても従業員の方であっても、そのお客であっても、無症状でも検査させていただくという形で。

実は、昨日なのですけれども、専門家会議で、そのあたりもお諮りさせていただきまして、その対応につきましては、専門家の先生のほうからも特に異論はなかったということとございます。

長池委員

いい答弁を頂きました。可能性が高いと。だったら休業要請すべきではないのかということ、あとで扶川議員がやると思いますので、バトンを渡します。

そういうことなのですよ。やっぱり可能性とかがあるのであれば、無症状でもするというのであれば、個人が持つ不安というものは取り除くべきですし、そういうものに対して対応できるような、受入体制というのは、急がれたほうがいいと思いますよ。

今、インフルエンザみたいに予防接種とかワクチンだか、薬ができていますのであればいいのですけれど、そういうのが全く無い中で、不安を取り除くのは、検査体制というのしかないのですよね。それも100パーセントではないと言われてます。でも、やっぱり今は、その検査しかないのですから、それをもっと窓口を広げて、逆に、違う不安を取り除く技術なり医療が開発されたら、窓口を狭めたらいいいんですよ。私は、そう思っております。

何か、症状がなくても感染すると言っているのですから、それはしっかりと。誰を信じていいかというのは難しいのですが、検討していただきたい。窓口を大きく広げるというのは無理なのでしょうか。もう1回、お答えください。

梅田感染症・疾病対策室長

長池委員のほうから、検査の窓口をというお話がございましたが、PCR検査につきましては、その検査の特性上なのですけど、その検査時点の感染を確認するものではございまして、検査の際に陰性であっても、その後の感染を否定するものではないということで、もし安心を得るためだったら、実は繰り返し検査を行う必要がございます。

この検査を無症状の方でも希望者の方にもするというところにつきましては、実は専門家でも意見が分かれているところとございます。しかしながら、今の現在の陰性を確認してやっぱり不安のたび、繰り返し検査をすることになりましたら、検体を採取する医療従事者のマンパワーであったりとか、無症状の場合は現在では鼻咽頭拭い液しかできませんので、そうなったら医療従事者の感染リスクが非常に高まるということと、分析を行う検査の試薬といった医療資源の問題もございまして、やはりPCR検査につきましては、県といたしましては、基本は医師が感染を疑う患者に対しまして、確実に検査を行って陽性が判明した時には、その周囲の方に対しまして、いち早く検査を行うということが最善であ

るというふうに考えております。

この度の対応につきましては、やはり全国的な夜の街のクラスターという状況であったりとか、そういうふうな状況を鑑みて、それと店名が明らかになっていないとか、いろいろな状況を鑑みて、というところがございますので、今回につきましては、飽くまでも今回だけの対応と、クラスター対策のための対応ということで御了解いただけたらと思います。

長池委員

突っ込みどころ満載の答弁でございましたが、一つ言わせてもらおうと、体制ですね。体制。試薬が何やら、医療従事者がどうやら、それを充実させろというのですよ。

それはだめな理由になりません。それを充実させろと言っているのです。全く理由になってないですよ、今の答弁は。できない理由に。

不安なのですよ。自分がかかってないか、もしくは家族がかかってないかというのが不安なのです。それが、マンパワーがどうのこうのと、こんなのできる理由になりません。今すぐしろとは言いません。しっかりとそれを充実させる、そういうお金も国から来ているのでしょ。来てないのですか、まあいいです。とにかく要望として言うておきます。

あと、少しもう1個、確認です。この資料2の真ん中辺りの濃厚接触者ですね。接触してから2週間の健康観察及び健康観察終了後にPCR検査を実施と。この健康観察というのは、具体的にどういう観察か、本人は外も出られないようになるのですか。

梅田感染症・疾病対策室長

健康観察について御質問がございました。健康観察につきましては、御本人さんは不要不急の外出はしないということでございまして、あと、朝晩に体温測定だったりとか自分の体調の変化、咳があったりとか咽頭痛がないか、倦怠感がないかを観察いただきまして、保健所が体調について御本人さんにお聞きするというところでございます。

健康観察終了時にPCR検査ということにつきましては、14日目に一応PCR検査を実施させていただくと考えております。

長池委員

もう1回重ねて聞きます。家から出たらだめなのですか。

梅田感染症・疾病対策室長

一応、不要不急の外出は控えてください。

長池委員

それでは例えば仕事とかは行ってもいいのか、県庁職員の方とかどうなのですか。

梅田感染症・疾病対策室長

仕事は不要不急の形態、ほかの方に感染する可能性もございますので、発症する可能性はございますので、それはしっかり休んでいただきたいと考えています。

長池委員

ここだろうね、多分名乗り出てこないのは。こんなの名乗り出て、陰性でも家におりなさいということになるのでしょうか。どうなるのでしょうか、そのあたり、該当する人に聞いてみなければ分からないのですけれども。陰性は陰性でも自分が症状が出たら別ですよ、でも出ていなかったら、このまま2週間黙っていれば分からないとなるのでしょうかというふうに思います。

それをどうしろというのは、私もここで明快な答えはないのですが、急に2週間休みますといたら、そうかなと思われるので。私も休まずに来ておりますが、そういう感じなのかなと思ったりもします。分かりました。

では、不要不急の外出はやめてと。陰性でもやめてということですね。そういうことですね。分かりました。確認だけでございますが、そのあたりどうしたらいいのかというのは、今後また考えていかなければと思います。

あと、大体、県の対応も国の方針とかいろいろな方針に従っているのだと思います。徳島県独自で、というのはなかなか難しいところだろうなと思うのですが、1点、通告も何もなしで、マスクの使い方なのですが。マスクは飛沫感染防止と私は思っているのです。だからこうやって鼻出してもいいのではないのかなと思うのですが、このあたりの見解というか、とにかくマスクが飛沫感染防止であれば、口からの感染がメインですので、だからマスクをしているのだろうなと思っているのです。

鼻は出しているでもいいのではないかと思うのですが、それこそ国の基準ではどうなのか。

鎌村病院局副局長

ただいま、長池委員よりマスクの一般的な使い方ということで、マスクにつきましては、一時期WHOから効果がないということとかもございましたが、長池委員からおっしゃっていただきましたように、この飛沫感染、それと接触感染が今回の新型コロナウイルスの特徴ということがだんだん分かってきたところから、マスクについても、適切に着用していただくということが、御本人の予防、そして感染していた場合に御本人から他の人に移さないところから、これを着けていただいていると。

実際に自分自身に入ってくる場合というのが、目、鼻、口というところで、この粘膜に入ってきた場合からいきますと、手が接触してそれをやはり顔にもっていく機会が多いところもございますので、まず一つは、鼻と口のほうで呼吸をしておりますので、そういうところから鼻と口をきちんと覆っていただく、そして手が顔にいくところからいきましても、それができるだけいかないようにしていく。

触った場合については、必ず手というのが、直接感染するわけではありません。きちんと手を洗っていただくとか、アルコール消毒していただくところから、マスクをつけていただく時、そしてはずしていただく時と合わせて、できれば適切に着用していただき、外していただく。

そして、捨てる時には、これがもし感染しているという場合を考えて、適切に廃棄するにはどこにでも捨てるのではなく、袋に入れて外へ出ないようにということ、しかも適切にそれをしていただいてということをお願いできればというふうに考えています。

長池委員

聞かなかつたらこっそり出しておけたのに、しなければいけなくなっていました。

ただ、熱中症とか、軽い酸欠というのは最近季節的に言われていますけれど、そういった対策とマスクに関する着用における対策というのは何か国からとか県から指針を出しているのですか。

梅田感染症・疾病対策室長

国からマスクの着用について、熱中症予防ということで、マスクを着用していると、マスクを着用していないときと比べまして、心拍数、息苦しいと思いますし、あと呼吸数、そういうふうなところに非常にしんどい思いをしますし、体感温度が上昇したりとか、すぐく身体に負担がかかるというところがございます。したがって、高温であったりとか多湿といった環境下でマスクの着用というのは、熱中症リスクが高まるということなので、屋外で十分、人と人との距離も2メートル以上確保できる場所につきましては、マスクを外すように、ということで国から指針が出ております。

長池委員

屋内はだめなのですね。分かりました。皆さん、十分自分の自己管理の中で、そういう指針に従って。ただ本当にボーっとするのは。我々のようにそれなりの働き盛りの年齢ならいいのですが、年配の方とか子供さんとか持病をお持ちの方というのは非常に、より負担が大きい中で、周りに人がいない時は外してもいいですよとか、そういうふうな注意喚起というのは必要かと思しますので、検討いただきたいと思します。

最後に一つだけ、すだちくんメールが先ほど出ました。あれは、徳島県で携帯やスマホを売っている店に協力を得たりとかしているのですか。新しい機種に買い替える時に、カウンターで何十分も掛かりますので。皆さん、機種変更する時に、あると思うのですけれども、カウンターに、いの一歩にいれるべきアプリみたいなのであったら、ほぼ県民全員が入るのではないかなと思ったりするのですが、そういう協力とかは今はまだできてないですか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

すだちくんメールの携帯販売店等の店頭での勧誘といいますか、そういった話を頂きました。

現時点では直接、その店舗のほうに依頼してそういった取組を一緒になってやっていただいているような現状ではございません。ですから委員がおっしゃっていただいたような指示を踏まえて、できるだけ今後も登録の普及に向けて検討してまいります。

長池委員

絶対やるべきです。絶対に。カウンターの所に絶対にやるべきです。

お店の方にも御理解いただいて、徳島県民の命を守るためですから、なりふり構わずお願いしていただけたらと思します。

これはさっき何パーセント、数パーセントと。せっかくいいシステム作っても、機能できていないのであればもったいないですよ。もったいない。それはもう必ず二、三年に1回はみんな機種変更しますので、計算上3年ぐらいしたら全員入りますよ。店の人に逆に強制的にでもいいからアプリを入れるよう、協力お願いしますと。これはこちら側に命を守るためなのですよという気持ちがないとだめですよ。

それは検索していただいてとか、いろいろな会で見させていただいてといっても。会に行つて資料の添付資料に1枚のちらしがあったりして、あれは何回も見ていますけれど、あれは本当になかなかですよ。本当にこれを普及させて、これをいざという時のために使おうと思つたら、あの手この手ですよ。

そのうちの一つとして今言ったような、携帯電話、スマホを扱っているお店の方に、頭を下げて、何なら補助金をあげてもいいと思います。協力金をあげても。そのぐらいの意気込みで御検討いただきたいのですが。もう1回答弁をお願いします。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいまの繰り返しにはなりますが、すだちくんメールの普及というのは県民の安全安心のためにはものすごく重要な取組だと考えております。

そのため委員がおっしゃいましたように、事業者の方への協力依頼も含めて、今後いろいろな取組を検討してまいりたいと考えております。

長池委員

以上、関連ということでございました。

ほかにもたくさんあるのですが、大分、1時間がたってきましたので、ここでやめたいと思います。

福山委員長

では、10分間、空気の入れ替えもしたいので、休憩してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、休憩します。(13時59分)

福山委員長

委員会を再開いたします。(14時10分)

それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

隣の西沢委員から、もっと勉強しなさいとのことで貸してくれたこの本にも書いてあるのですけれども、改めて感染症はどんなものかと思って見てみますと、20万年前に人類が誕生して、それからずっと大なり小なり感染症との戦いということで、すごく苦勞してきたようでございます。

そしてその一つが、ずっと見てみますと、はじめは結核であったり、麻疹であったり、マラリア、ペスト。このペストはすごいですね。14世紀から19世紀にかけてということで、

このはじめの時は3億人の世界人口の中で、8,500万人が亡くなった。そしてもう一つは世界人口が4億5,000万人になったときにトータルで1億人が亡くなったということで。そういうようなすごい歴史があるペスト、それから天然痘、コレラ、スペイン風邪、SARS、MERS、エイズ、そして今度の新型コロナウイルスということで、正式にはCOVID-19ということらしいですけれども、数々の感染症によって、人類はある部分ではすごく滅びたり、またこれが元でこれはいけないということで急激に成長したりということで、その繰り返しということで今までずっと学んできたようでございます。

そして、その感染症がよく生かされて、それが地域のそして国の成長につながっていくという面もあったようでございますけれども、それは置いて、今回の感染症ですけれども、世界中の感染者がものすごく増えております。

私から改めて言うまでもなく、4月末に世界で300万人が感染ということでありましたけれども、そして5月末には600万人、そして現在6月末はいろいろ報道されておりますように、いよいよ1,000万人台にのったということでございます。

そして、亡くなった方も4月末は20万人から、5月末には40万人、そして現在は50万人ということで、もう少しで50万人をもしかして超しているかも分かりませんが、そのように変遷をしてきたということで、すごい勢いで増えてきたようでございます。

そして日本を見ても、感染者が4月末で1万4,000人、そして6月末が1万9,000人、亡くなった方が400人から1,000人ということで、すごい数でありますけれども、どうしてこれだけ急激に増えてきたかという、いろいろと原因はあろうと思っておりますけれども、増えてきた中で、日本がそんなに増えなかったということがあります。

1,000人が亡くなったということは、すごい数でありますけれども、世界から比べるとすごい少ないということでありまして、その対策に県では先ほども報告がありましたように、6月18日に専門家会議というのを作って開催されております。

そしてずっと1回目から県のほうでは、新型コロナウイルス感染症対策本部というのが開かれまして、今、20回目を迎えていて、毎日本当に夜遅くまで、岩佐委員さんも言われておりますけれども、知事はじめ皆さん方の御努力、担当者だけでなく、ほかの応援隊も含めて本当に御苦労は大変だろうと思っております。

家も顧みず残って、いろいろ残業されているようでございます。これも一重に徳島県の感染症が広がらないようにということで頑張っているようでございます。心より敬意と感謝を申し上げたいと思います。

それで、4月末に4月補正予算が出されました。予算額330億円で、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援経費ということで、感染収束への万全の守りとV字回復への着実な備えということでいろいろありますけれども、特に、命と医療を守るとということで感染拡大防止策・医療提供体制の強化37億円、それとあらゆる危険危機事象に即応ということで、20億円が4月の補正予算で出されました。

主だったところでいろいろと検査・外来機能の強化1億5,000万円とか、医療機器等設備整備事業6億9000万円、多くの項目がありますけれども、これの進捗というかどれぐらいまでできたのか。まだ2か月しかたっておりませんが、5月、6月の2か月でどれぐらいできて、効果があったかなかったかすぐには分からない、発症していないということが一つの効果だろうと思っておりますけれども、この2か月でどのようなことができたかと

いうことをお尋ねいたします。

梅田感染症・疾病対策室長

今、喜多委員から、4月補正予算の、命と医療を守る、検査・外来機能の強化について、その進捗状況についてお尋ねがございました。

検査・外来機能の強化といたしまして、医療機関の個人防護具ということで、こちらは帰国者・接触者外来と協力医療機関の資材の購入費用の補助でございます。個人防護具ということで、サージカルガウンであるとかフェイスシールド、そういったものを現在、購入契約中と聞いております。

あと、PCR検査器機等の購入支援につきましては、今後、感染の増大に備えて医療機関へのPCR機器の増設に対する補助でございます。今現在、各医療機関におきまして、PCR機器を発注しておりますけれども、なかなか機器が手に入らないということは確認できております。しかしながら、発注しておりますので、機器が入るまで待っているという状況でございます。

あと、相談窓口の強化及びPCR検査体制の強化につきましては、相談窓口の強化といたしましては、一般相談窓口をコールセンターのほうに委託することによりまして、より相談体制の強化を図るといったところでございますとか、かかりつけ医からの相談体制ということで、県医師会のほうに専用相談窓口を設置いただいておりますし、そちらの医師会に運営を委託しておりますし、万全の医療態勢を構築するというところで、こちらは既に5月1日から医師会のほうで窓口も設置していただいておりますし、一般相談窓口のほうも既にコールセンターのほうに委託しているという状況でございます。

あと、PCR検査体制の強化といたしましては、地域外来・検査センターの整備ということで、今現在、市内で1か所、地域外来・検査センターを設置しておりますけれども、そちらの機器整備、プレハブであったりとか、借り上げとかそういう体制を整えておりますし、実際の運営なのでございますけれども、県医師会に運営を委託ということでお願いしておりますし、5月2日から地域外来・検査センターを運営していただいておりますし、実際に県医師会のほうで先生方、あと県看護協会の看護師さん等、執務いただいておりますし、検査を実施しております。

今現在なのでございますけれども、そちらのほうで検査を実施していただいておりますし、検査の件数といたしましては、6月29日現在では196件の検体を取っていただいているということで、そういう形で、検査・外来機能の強化については取組を進めているところでございます。

勝間危機管理環境部次長

喜多委員から先だつての4月補正の分のあらゆる危機事象に即応ということで、危機管理調整費の増額20億円の分につきまして、今の執行状況について御質問いただいたところでございます。

まず、危機管理調整費でございますけれども、これは元々平成18年度からずっと継続して予算を計上させていただいているものでございまして、危機事象発生時におきまして緊急対策の迅速な実施に対し、緊急に必要な経費に充当するために予算を計上させていただいているところでございます。

ただ、今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況が重大な局面を迎えている中で、今後

の感染拡大等の危機事象に機動的に対応するため、例えば昨年度ですけれども、補正予算でも10億円、この4月補正でも20億円ということで、大幅な増額を認めていただいて対策を実施してきたところでございます。

この新型コロナウイルス感染症につきましては、県民の生命や健康はもとより、県民被害あるいは社会経済活動に非常に広範な影響を及ぼし、また、事態がどんどん変化するということでございます。

その中で、国内での感染拡大や学校の臨時休業、あるいは社会経済活動の段階的な引き上げに向けて、それぞれのフェーズの進行に応じてタイムリーな切れ目のない対策に活用させていただいているところでございます。

今回の20億円ですけれども、例えば危機管理環境部でいきますと、今日もバッチを付けていただいているところでございますけれども、新しい生活様式について県民の皆様に発信をする事業でありますとか、あるいは感染防止資器材の消防機関への支援、それから災害時の避難先としてのホテル・旅館等の活用、あるいは商工労働観光部におかれましては、県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業でありますとか、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業の事前準備、あるいは教育委員会におきましては、オンライン教育のモデル事業でありますとか、徳島版GIGAハイスクール構想の推進等々を予定しているところでございまして、先だつての県土整備委員会の付託委員会でも報告をさせていただいておりますけれども、今現在、20億円の内14億3,800万円くらいの執行見込みという状況でございます。

美原広域医療室長

喜多委員から「命と医療を守る」の事業のうち、医療機器等設備整備事業につきまして御質問がございました。

その医療機器等設備整備事業につきましては、現時点で新型コロナウイルス感染症患者の受入れが可能である11病院を対象としまして、人工呼吸器、体外式膜型人工肺いわゆるECMOなどの治療に必要となる医療機器や、個人防護具や簡易陰圧装置などの医療従事者を感染から守る備品等への購入補助を行うということで、これは国費10分の10でございますけれども、現計予算額6億9,172万円を計上しております。

補助に際しまして、11病院に要望調査を実施いたしましたところ、約3億円の設備整備の要望がございました。入院医療提供体制の強化のため各病院において速やかな執行をお願いしているところでございます。

現在の執行状況、いわゆる発注済みの状況ということでございますが、人工呼吸器につきましては金額ベースで60.9パーセント、要望数29台の内19台が発注済みである。ECMOにつきましては要望数1台でございまして、その1台については6月29日に納入済みであると聞いております。

それから、個人防護具につきましては、金額ベースで72.8パーセントが発注済み、簡易陰圧装置につきましては、金額ベースで60.6パーセントが発注済みということでございます。

また、本事業では全国的に医療資器材の調達が困難となる中、個人防護具、N95マスク、防護服等を県が一括して購入しまして、対象機関に配布することも進めているところでござ

ございます。執行状況につきましては、現状、防護服9万2,553枚、3億6,651万円を契約済みということでございます。

本事業の着実な執行によりまして、新型コロナウイルス感染症患者の入院予定医療提供体制の早急な構築強化を進めてまいります。

喜多委員

順調にというか、すごいスピードで進んでおるようでございます。

6人目が出ましたけれども、出てもその対応ができるようにということで、そしてもう一つは出ないようにということで、これからも対策を進めてほしいなということを思っております。

それと、今もお話が出ましたけれども、昨日の徳島新聞にマスクと医療制度そして免疫ということが載っております。これの中でも、抗体検査ということで、東京都、大阪府、宮城県の3都府県で6月に国のほうで検査をやって、陽性は感染率の3倍から9倍に当たる0.03パーセントから0.17パーセントだったということが載っております。これから見ても、多分今の質問でもありましたように、無症状の患者が多い。多い少ないは考えが違いますけれども、一定の人数がいるのではなかろうかということで、抗体ですから今、陽性とは限らないとは思いますが、それなりの対応、例えば、出るのを控えるとか、いろいろな対策があろうと思います。

それと併せて抗原検査。抗原検査キットが、これは前から言われておりますけれども、PCR検査より短時間で感染の有無を検出できるということで、これも精度も言われておりますけれども、精度はある程度PCRにしても陽性が陰性に、陰性が陽性という反応も出ますし、何一つ100パーセントはないという中で、この抗原検査と抗体検査というのが、今の時点では、徳島においては特に有効ではないかなということを思いますが、これを今後どう進めていくかということをお尋ねいたします。

国のほうでも、抗原検査をする必要はないのかということで、検討会議で言われておりますけれども、5月29日に国の専門家会議から提言されたチェックリストを踏まえた保健所の整備体制というのが、今後、保健所が少し落ち着いていると思っておりますけれども、以前は大変だったと思っております。

県の対策本部会議でも出たようでございますけれども、この保健所の整備体制と抗原検査の活用の検討、そしてできたらさっき言いました抗体検査という三つをこれから今後どのように進めていくかお尋ねをします。それは、今後の徳島県のアラートを出さないように、出さなくてもいいように、そして感染者を少なくとも抑えることができるように、そしてなった人が早く陰性になるようにということにもつながってくるのではなかろうかと思っております。

梅田感染症・疾病対策室長

喜多委員から、抗体検査と抗原検査につきまして、今後、県の活用方法とか方針について御質問がございました。

まず、抗体検査につきまして、こちらにつきましては、委員のお話にあったように過去に新型コロナウイルス感染症に感染したことがあるかどうかを推定するものであるという

ことで、現在の感染を診断するものではないということで、現時点なのですけれども、実は国のほうにおきましては、新型コロナウイルス感染症については、抗体の体内における持続期間であったりとか、2回目の感染から守る機能があるかという、抗体の性質は判明していないというのが実情でございます。

現時点なのですけれども、日本国内におきましては、法律上で体内診断薬の医薬品として、承認を得た抗体検査はないというふうに承知しておりまして、国におきましても、国内で様々な抗体検査のキットが研究用試薬として市場に流通しているところなのですけれども、期待されるような精度が発揮できない検査法による検査が行われている可能性もありまして、抗体検査の扱いについては注意が必要ということを国のホームページにも実は記載されてるところでございます。

また、WHOにおきましても、抗体検査につきましては診断を目的として単独で用いるということは推奨せず、疫学調査等で活用できる可能性を示唆する状況に留まっているところでございます。

先般、国のほうで抗体保有調査が行われたところでございます。東京都と大阪府と宮城県で約8,000人を対象に実施されたところでございますけれども、そちらのほうの検査につきましては、海外で実績がある二つの試薬を中心としてやったと聞いております。

なかなか抗体検査につきましては、今、国のほうでもいろいろな学会のほうでも精度につきまして、今、研究成果を見極めながら治験を集積しているところでございますので、県におきましても、今後、治験の集積等を見ながら対応について考えてまいりたいと考えております。

あと、抗原検査につきましては、委員からお話があったように新型コロナウイルスを30分程度で検出するというので、こちらにつきましては5月13日に保険適用されたところでございます。

抗原検査につきましては、特別な検査機器を要せずに、また簡便かつ短時間ということで、この検査で陽性となった場合には確定診断をすぐできるというふうにされておりますし、実は6月16日にガイドラインが改訂されまして、発症から2日から9日までの症例につきましては、抗原検査で陰性となった場合につきましても、追加のPCR検査等を必須としないとされました。

それ以前は、陰性となった場合には、もう一度PCR検査が必要とガイドラインがなっていたのですけれども、6月16日にガイドラインが改訂されて、発症から2日から9日以内の症例につきましては、抗原検査で陰性となった場合についてはPCR検査を必須とはしないということになったところでございます。しかしながら、抗原検査につきましては、無症状者に対する使用はなかなかないところございまして、症状がある方についての使用ということになっております。

今後、県といたしましては、やはり短時間で簡便にできるということで、クラスター発生による有症状者の方で、陽性の方をスクリーニングするというので、活用であったりとか、救急現場で発熱があって受診された方につきましては、迅速に陽性を確認できるということで、活用を図っていただきたいと考えております。

あと、保健所について、クラスター発生時に第一声として、一番、動いていただくのが保健所でございますので、今後、県といたしましても保健所に抗原検査キットを配置いた

しまして、活用を図っていただきたいと考えております。

喜多委員

PCR検査の体制をこれからも広げていく、そして陽性の患者が少しでも早く発見できるようにということで、それと併せて抗原検査がこれからも進めていかれるということで是非、期待して徳島県から是非ともできるだけ陽性が増えないように、がんばっていただきたいなと思っております。

最近の報道で、イギリスは日本の製薬会社とも共同しているようでございますけれども、アストラゼネカという会社のワクチンが来週にも使えることが、臨床検査で、進めておられるということで、大きく期待して、この大きな、人類の歴史と共に来た感染症をまた乗り越えて、また次どんな感染症が出てくるか分かりませんが、できるだけこれを抑えるということが成功して、世界からこの新型コロナウイルス感染症がなくなるように期待して終わります。

元木委員

私からは2点、お伺いさせていただきます。

まず1点目が、土砂災害についてでございます。御承知のとおり、今月は土砂災害防止月間で全国で様々な取組が行われているところでございます。

私自身も地元を回っておりますと、例えば林道ですとか、作業道、町道などでは倒木や落石等がありまして、なかなか通行がしづらい所がありまして、何とかならないものかなといつも思うわけでございます。

そういう中、県のホームページによりますと、令和2年3月時点で県内の土砂災害警戒区域等の留意指定数は1万2,380か所あるということで、そのうち土石流が2,262か所、急傾斜が9,814か所、地すべりが304か所というような数で、かなりの数で管理するのが大変だなと考えているわけでございますけれども、本県における現在の土砂災害の状況はどうなっているのかという点をまず伺いたいと思います。

それともう1点、近年の地球温暖化の影響などによりまして、本県でも、平成30年の7月豪雨などで、特に私の地元県西部でも人的被害はありませんでしたが、孤立集落が発生するなど大きな被害が生じたところでございます。

県の土砂災害情報システムによりますと、今朝も大雨注意報が県南県西部を中心に県内各地でも発令されているところでありまして、特に三好市や那賀町、つるぎ町、一宇などで土砂災害の注意が喚起されているような状況でございます。

こういう中で、今後の土砂災害対策に県としてどのように取り組んでいかれるのか改めてお伺いさせていただきます。

川人砂防防災課長

今、元木委員から、本県における土砂災害の取組についての御質問だと思います。

本県は、中央構造線などの活断層が東西に走り、脆弱な地質と急峻な地形が形成され、更に台風常駐地帯に位置することから、土砂災害が発生しやすく、昭和51年の台風17号、平成16年の台風10号など過去から甚大な土砂災害が繰り返し発生してまいりました。

それで委員が御指摘のとおり、県内には土砂災害の指定が約1万2,368か所ございます。県といたしましては、人的被害の軽減を最優先に考えまして、通常砂防事業や地すべり対策事業などのハード対策と、土砂災害警戒区域の指定などソフト対策を推進しているところでございます。

具体的な事業のハード対策といたしましては、要配慮者利用施設や防災拠点施設、避難道、避難所等を保全する災害予防対策、土砂災害発生危険箇所等の緊急度の高い箇所における被害防止対策など重点的に実施しておるところでございます。

また、ソフト対策では土砂災害警戒区域の指定を昨年12月に完了したことから、今後は市町村のハザードマップ作成や警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と訓練の実施に十分な支援を協力して実施していく予定でございます。

それと、先ほど委員から本日那賀町で土砂災害の注意ということがございましたけれども、それは県と気象庁で土砂災害の危険を知らせる、土砂災害警戒情報というのを発表しております。そういうソフト対策も取り組みながら、土砂対策の整備推進に取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員

ソフト、ハード両面からの取組を御紹介いただきました。

御承知のとおり、近年はスーパー台風に見られますように、台風の大型化が今後進むのではないかと思われる中で、ソフト対策は特に有用とされております。

今年2月にも、神奈川県のように道路に隣接する民有地斜面が雨が降ってないにもかかわらず斜面が崩落して、歩道を歩いていた歩行者が土砂に巻き込まれて死亡する事案がございました。

斜面は風化が進行して、無降雨であっても突然崩壊する危険性があるため、土地所有者に対して斜面の自主点検を促すような取組もなされているということでございますが、県においても、是非こういった所有者の自主的な行動を促す取組を積極的に進めていただきたいと思いますのでございます。

また、被害を少なくするためには、砂防堰堤^{えんてい}や水路などの施設をしっかりと整備していく必要があると思いますので、予算確保に努めるよう要望しておきます。

地元におきましても、人口減少が進んでなかなか管理する方々も高齢化して、数も減っているという中で、アイ・コンストラクションなどICTなどを活用して新しい時代に対応した効率的な取組を期待申上げる次第でございます。

続きまして、先日の一般質問において学校図書館の新たな在り方として、ICTを活用とした図書活動の推進について提案させていただきましたところ、県立学校電子図書館と銘打ち、県立図書館の電子書籍閲覧サービスを積極的に活用していただけるとの御答弁を頂きました。

新たに新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えまして、今後県立学校電子図書館の開始に向けてどのような手順で進めていくのか、まず1点、お伺させていただきたいと思います。

それと併せて質問もさせていただきますけれども、2点目が、児童生徒が夏期休業期間中に電子書籍の閲覧を開始できるよう、夏期休業前の県立学校電子図書館開始に向けて、

準備を進めていただくわけですが、この図書館の利用をいかに促していくかということが一つの大きなポイントになってくるのではないかなと考えております。県教育委員会として児童生徒の積極的な活用に向けた方策は何か考えておられるのか、伺いたしたいと思います。

それと3点目が、この電子図書館にアクセスした場合、県立図書館の電子書籍閲覧サービスには児童生徒が活用できる書籍にどういったものがあるのか、また今後は児童生徒が活用できる書籍を増やしていこうとされておられるのか、以上3点お伺いさせていただきます。

平井副教育長

ただいま、元木委員から先般の本会議一般質問において御提案いただきまして、後藤田副知事から県立学校電子図書館をスタートさせていくのだということで御答弁させていただいた件について、いくつか御質問を頂戴したところでございます。

まず、この県立学校電子図書館のスタートに向けた具体的な手順のことについてでございます。

この県立学校電子図書館につきましては、その目的でございますが、小中高一貫しました一人1台タブレット端末を配備いたします徳島ならではのGIGAスクール構想の推進をするに当たりまして、また委員からお話ございましたように、新型コロナウイルス感染症の第2波にしっかりと備えるというためにも、電子図書館は非常に重要なコンテンツになると考えているところでございます。

児童生徒たちが、電子図書館を実際にどのように活用していくのか、使用するのかということでございますけれども、この県立図書館の電子書籍閲覧サービスを活用いたしますので、実際に個々のIDとパスワードを入力してログインをしていくということが必要になるわけでございます。

そこで、この児童生徒たちの夏休みまでにはその作業が終えられるようにしたいと考えておりまして、今その準備を進めているところでございます。具体的に少し申し上げますと、県立図書館から児童生徒と教職員全体の人数でございます約2万人に及ぶIDとパスワードを県の教育委員会のほうに頂いておりまして、今、各学校の児童生徒教職員数に応じて、学校ごとに割振りをしております。

各学校には7月中旬までに提供したいと考えております。

その上で、各学校におきまして、そのID、パスワードを児童生徒、教員一人一人に割振った上で、このID、パスワードの周知、それから利用方法の説明を行いまして、7月下旬にはそれぞれのスマホ、それからパソコンからこの電子図書館が閲覧可能になるようにしっかりと準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

もう1点目の積極活用に向けてどう取り組むのかという点でございます。

こちらにつきましては、委員がおっしゃるように、まずは早速使ってみよう、閲覧してみようという機会を積極的に提供していくことが必要と考えておりまして、児童生徒が学校の図書館、それから学校内のコンピュータールームにあるパソコンで実際にログインをして閲覧するという取組を促進してまいりたいと考えております。

さらに、県ホームページ上の教育委員会のページにこの県立学校電子図書館のアクセス

入口を設けたいと、例えば専用バナーを貼り付けるということもしてみたいと考えています。

それともう1点でございますけれども、どのような書籍をどのように増やしていくのかという御質問でございます。

現在、県立図書館のこの電子書籍閲覧サービスにおきましては、各種の辞典でございますとか、あと図鑑、資格に関するものということで、児童生徒にも非常に役立つ書籍が約1,200タイトルあるところでございまして、それらを積極的に利用してもらいたい、その活用を促してまいりたいと考えております。

このサービスにつきましては、定期的に新しいコンテンツを追加されていくという状況でございまして、この4月5月にもそれぞれ50冊ずつ追加されているという状況もあるわけでございます。

したがって、こういった新たに追加されたタイミングを捉えまして、その都度タイムリーに児童生徒にも周知することを通じまして、年間を通じて県立学校電子図書館の積極的な活用が図られるように、そこをしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員

約2万人に及ぶ児童生徒の方々にID、パスワードを付与されるというようなことでございます。是非、この2万人の方々がまずは使ってみて、その便利さを体験していただくというプロセスが大切なのではないかなと。そういう意味でも、学校の司書さんの御協力もいただけるように教育委員会としてもしっかりと研修等もしていただきたいと思うわけでございます。

少しでも多くの児童生徒が、この本県ならではの新しい取組である県立学校電子図書館のサービスを活用していただきまして、学力向上、人間性の向上に向けてしっかりとつなげていただきたいと、長期的な視点での取組を継続して行っていただきたいと思っております。

この事業、ナッジという取組がよく言われますけれどもナッジというのはつつくという意味なのですけれども、図書のこともかなり熱心にされる方と図書を読まない方との差がもともと大きい分野であろうかと思っております。

図書に関心を持たれている子供たちが横展開といいますか、その周辺にいる人たちに影響を及ぼしていきながら波紋を大きくしていくと。そういった形での具体的な取組を促していただきたいということを要望させていただきまして、私の質問を終わります。

古川副委員長

私からも少しだけ質問をさせていただきます。

常任委員会でも何度も訴えさせていただいておりますけれども、次の大きな波への備え、これが最も急がれる重要な課題だと考えております。

特にこの秋冬が更に大きな波が来るという可能性が指摘されておりますので、この夏場にできるだけ最大限の準備をしていくことが大事だろうと考えております。

現在でも、全国的にかなり厳しい状況にはなってきておりますけれども、一方で経済の回復、立て直し、これが大きな課題となっておりますので、社会の活動を止めるということはなかなか今の状況で難しい状況にもなってきております。

この秋冬に大きな波が来た場合に、果たして経済を大きく止めるような社会への協力が求められるのか、また求めたとしても、それで個人の行動がどこまで変わっていいのか、そのあたりも未知数でございます。そういった意味からも、この夏場にできるだけ最大限の準備を整えていかなくてはいけないということで、国のほうもいろいろな動きをしているわけでございますけれども、まず1点目。これもこの前の常任委員会でもお聞きしました。国では、検査体制の強化に向けた指針ということで、ピーク時における検査体制の点検をということで照会があって、本県も回答したと思います。

その回答内容について、この間の委員会では、ピーク時の検査需要、検査がどれぐらいの需要があるのか見通しを出せということで、本県のピーク時では、1日当たり500件の需要があるという見込みを回答したということをお聞きしました。

現在、PCR検査の検査分析の能力は、保健製薬環境センターでは、1日96件だったのを192件に増やしたということを知事が所信の中で言っておりましたけれども、1日当たり検査能力が192件、保健製薬環境センターであるというところでございます。

また、大学医療機関での検査能力が40件あるという回答のようですけれども、この40件というのは、既に協力してもらえる能力が40件ということですか。それとも可能性としたら他にもまだ何件かあるということでしょうか。そのあたりをまず教えてください。

梅田感染症・疾病対策室長

古川副委員長から大学医療機関等の検査能力ということで、今現在40件と、国に本県から回答したということで、徳島県におきましては、保健製薬環境センター192件と大学医療機関検査能力40件と計232件ということで、40件は今現在か、それともその見通しかということなのですけれども、今現在40件ということで、回数を申したら40件は可能ということでございますけれども、そのときの体制であったりとかいうところでございます、今後も見込んでというところも若干ございます。

古川副委員長

ということは状況にもよって、最大限40件いけると。それ以上は体制として整っていないということよろしいですね。あと民間の検査機関、これも本県においては、もうどこも持っていないと、ゼロということよろしいですか。

梅田感染症・疾病対策室長

今現在、県内の民間の検査機関につきましては、県内でラボを持って、実際に検査をされるというところはございませんでして、営業所において京都であったりとか、他県のほうにラボということで検査されるところがあるのですが、現在県内においては県内で実施できる所は無いということでございます。

古川副委員長

ということは、保健製薬環境センターで192件、そして民間で最大40件。1日当たり232件できる。ピーク時の見込みが500件ということは1日当たりの検査能力として、まだ270件ぐらい足りないわけですね。このあたりはどういうふうに埋めていくような計画にな

っていますか。

梅田感染症・疾病対策室長

ピーク時の検査見込みと現在の検査の状況の差がある、これを今後どう埋めていくかというところなのですけれども、今回この検査体制の分析を行うことによりまして、検査分析につきまして、目詰まりが起こる可能性もあるという結果になっているところがございますので、さきの本会議で知事が答弁したとおり、国の2次補正予算等を活用しながら、県内医療機関等に対する検査機器の導入促進について取り組んでまいりたいと考えております。

古川副委員長

1日500件をクリアできるように、しっかりと体制を整えていくと。国の2次補正の予算を使って、緊急の包括交付金が大きく上乗せされていますので、それを使ってしっかりと検査体制を整えていっていただきたいと思います。

その中で、当然、機械だけではなくて技術者も必要になってくると思いますけれども、特に国の予算委員会の中でもいろいろ議論がありましたけれども、この全自動のPCRの機械、これを国産なのに海外では結構使われているけれど、国内ではあんまり使われていないというような報道もあります。

こういった全自動のPCRの機械をどんどん導入すべきということで、厚生労働大臣も全自動の機械導入を自治体に働き掛けていくということを答弁していますので、多分県にもこういった通知も来ているのかなと思いますけれども、こういった全自動の機械をしっかりと導入をして、この1日500件の検査分析の能力を確保していっていただきたいと思います。

それともう1点、もう一つは検体採取のほうです。検体採取についても、1日500件ということですので、現状は帰国者・接触者外来で1日115件が採取可能と。あとPCRセンターでは1日24件、合わせても139件です。一日当たり139件の検体採取ができるという能力ですけれども、これもまだ500件から比べるとかなり少ない。3倍から4倍ぐらい増やさなければいけないということなのですけれども、このあたり検体採取の能力、対応力をどう500件にしていくのでしょうか。

梅田感染症・疾病対策室長

検体採取の状況につきましては、ピーク時におきましては、今現在、帰国者・接触者外来におきまして、1日設定であったりとか、半日設定というところがあるのですけれども、それはドライブスルー方式で対応できるところについてはドライブスルー方式で対応いただくというところと、あと半日のところにつきましては、1日設定ですね。検体採取にその期間だけ注力いただくというところで、一応ピーク時には対応できると考えております。

あと、地域外来・検査センターにおきましては、今現在1レーンの運用でございますけれども、レーンを増設するというのと、今東部だけにある地域外来・検査センターを県内全域に西部とか南部とかいろいろな所で設置するような方向で考えていますので、来たるべき第2波、第3波に備えてということで、検体採取につきましても体制を整えていき

たいと考えております。

古川副委員長

分かりました。検体採取についても、帰国者・接触者外来の能力を拡充するとともに、PCRセンターも県内全域にと言いかけてやめましたけれども、やっていくという方向性で増やしていくということで、この1日500件の検査需要をクリアしていくということで進めていくということで理解をしましたので、今回の国の2次補正予算をしっかりと活用してその体制を整えていってほしいと思います。

もう1点、こちらのほうは検査ではなくて病床確保計画につきまして、これも国のほうから新たな次の波に備えた病床確保計画というのが出まして、そして7月上旬には県もそれに基づいて計画を策定して、7月下旬には体制整備をするという要請が出ているということでございます。

この国のほうの通知で、新たな流行シナリオというのが出ました。これを踏まえたこの患者推計、まず本県での患者推計を行ってくれと。各県ごとに患者推計を行ってくれと。三つくらいの項目に分けてそれぞれの県のパターンを選択して出すようになっております。

一つは、モデルとして、Aの大都市モデルかBの高齢者が中心のモデルかという大きく二つ。本県は多分Bのほうの高齢者中心のモデルだろうと思っております。

2番目の事項としては、実効再生産数が1.7か2かどっちを選ぶか。

基本は1.7ということでは言われていますので、1.7かなと思うのですが、あとその3番目の項目として、基準日。人口10万人当たりの週平均の新規感染者数が10万人当たり2.5人、うちだったら70万少しの人口ですので、大体18人ぐらいかと思えますけど、これが平均18人ぐらいになった場合を基準として、その後何日目に、基準日から何日目に協力要請を社会に対して出すかということで、患者数がそれぞれ出てくるという表が示されています。

1日目、3日目、4日目でそれぞれ数字が出ていますけれども、本県の場合、Bのパターンで1.7と推計した場合、1日目、3日目、7日目とそれぞれどのぐらいの患者数になると示されているのでしょうか。

梅田感染症・疾病対策室長

今、古川副委員長から、今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について国の事務連絡が発出されたことによりまして、今後の流行シナリオが示されたことを踏まえまして、各都道府県によって患者推計を行うように求められたということでございます。

古川副委員長からお話があったように、各県におきましてそれぞれの三つの要素のお話がありました。

推計モデルは生産年齢人口中心であったり、高齢者中心としたモデルであったりとか、社会の協力要請実効再生産数であったりとか、外出自粛等の社会の協力要請を行うため、公共を考慮してそれぞれの各県様々なパターンを考えて、それぞれ自分の県の患者推計を行うとされております。

実は、本県におきましては、どのシナリオが適切かというようなことを専門家会議の委員の皆様から御助言を頂きながら、徳島県の新型コロナウイルス感染症対策協議会において御議論いただきたいと考えておりますので、またそちらのほうで議論した後に改めて本県における患者推計についてお示しさせていただきたいと考えております。

古川副委員長

それぞれのパターンで、それぞれ全てのパターンの場合に、徳島県の場合は何人ぐらいというのが一覧表で多分示されていると思うのですね。そのあたりの数字を教えてくださいませんか。

梅田感染症・疾病対策室長

国のホームページのほうにも表としてお示しされているところでございます。

恐らく一番標準的な高齢者の中心モデルということで、社会への協力要請実効再生産数をこれが3月の東京の分ということで、1.7。

協力要請基準日から協力要請までの日数、これが3日ということで、一覧表に出ている分なのですが、本県におきましては、全療養者数が227と、入院患者数が159という数になっております。

古川副委員長

少し分かりにくかったのですけれども、227というのは何ですか。

梅田感染症・疾病対策室長

全療養者数ということで227ということが示されております。全療養者数ということです。

入院患者数だけではなくて、療養されている方も含めてということで、いろいろ自宅であつたりとか、宿泊施設とかそういうものも含めてということでございます。

古川副委員長

もう1回聞きますけれども、療養者数ではなくて病床の確保の計画ですから、入院患者数のほうが大事だと思うのですけれども、そちらのほうは1日目、3日目、7日目、基準日からそれぞれ社会の要請を出す日によって、それぞれ遅くなれば遅くなるほど入院患者数も増えてくると思うのですけれども、そのあたりの数を教えてください。

梅田感染症・疾病対策室長

3日目ということになりましたら、入院患者数が159という数になっております。

あと7日になりましたら、これが基準日からということで、全療養者数が376で入院患者数が272という数になっております。

古川副委員長

分かりました。1日目は言わなかったのですけれども、要請を基準日から3日目に出すと

新規入院患者数が159名。

7日目になると272名。これが実効再生産数が1.7の場合ということなので、今ちょうどこれはこの数字に合わせたのかどうか分かりませんが、11病院で130床、ICU等で42床で172床です。

ホテルの確保で、大体100床程度、ちょうど272床確保しているということなので、この1.7の実効再生産数のときに7日目以降に出せば、ちょうど272名ということで、ちょうど今カバーできるだけの病床を確保しているという状況だと思いますけれども、ただ先ほど最初にも言いましたけれども、今回どこまでそういう社会に対して協力要請しても行動変容をどこまで皆が従ってくれるかというのも未知数ですので、1.7で収まるとはなかなか難しいのではないかなという部分もあると思います。

例えば2.0まで上がった場合、例えば7日目2.0まで上がって7日目以降に要請をしたら、入院患者数は何人になるとなっていますか。

梅田感染症・疾病対策室長

実効再生産数が2.0になりまして、7日目になりますと、国が示している一覧表ですと627という数になっております。

古川副委員長

となると一気に627名まで増えてくるということですよ。272名が627名までに増えてくるということですので、まだ今の状況の病床確保ではかなり不安があり、余裕もないということですので、この2次補正予算を活用してしっかりと病床の確保について更に拡充をしていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あともう1点。これはこの間、常任委員会で時間がなかったのでこちらでお聞きしたいと思います。いろいろな方が今回不安を持っていらっしゃいますけれども、妊婦の方の不安がかなり広がっているということで、国のほうも特別の有給休暇制度を設けたり、また分娩前のPCR検査を対応したり、こういったことを打ち出されておりますけれども、本県の対応を教えてください。

安西労働雇用戦略課長

古川副委員長より妊娠中の女性労働者への新たな休暇制度、支援助成金への本県の対応という御質問を頂きました。

厚生労働省におきましては、この度の新型コロナウイルス感染症を踏まえまして、新たに新型コロナウイルス感染症に関する項目を規定し、広く周知を図っているところでございます。

男女雇用機会均等法の法改正の内容といたしましては、妊娠中の女性労働者が保健指導・健康診査に基づき、その作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが、母体又は胎児の健康維持に影響があるとして、医師又は助産師から指導を受け、それを本人が事業主に申し出た場合には、事業主はこの指導に基づき作業の制限や出勤の制限など必要な措置を講ずるものでございます。

また、事業主側、会社側が活用できる新たな制度といたしまして、正規雇用、非正規雇

用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させた企業に対する、休暇取得支援助成金が新たに創設されたところでございます。

制度の概要といたしましては、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設けまして、社内に周知し、当該有給休暇を5日以上労働者に取得させた事業主を対象に助成金が支払われるものでございます。

助成内容といたしましては、対象労働者一人当たり計5日以上20日未満の休暇で25万円、以降20日ごとに15万円が加算されます。

また、対象期間につきましては、令和2年5月7日から令和3年1月31日まででございます。

これら新たな制度の創設につきまして、新型コロナウイルス感染症の不安等を抱える妊娠中の女性労働者の方々が安心して休暇を取得して出産し、また出産後継続就労につながるものと考えております。

県といたしましては、ホームページのポータルサイトにより、事業用資金に関する主な支援施策として制度の周知を行っており、今度とも関係機関と連携を図りながら妊娠中の労働者の方々の支援に努めてまいりたいと考えております。

古川副委員長

分かりました。特別の有給休暇制度については、しっかりと周知をして対応していくということで丁寧に説明いただきました。

この分娩前のPCR検査の対応については本県はどうでしょうか。

梅田感染症・疾病対策室長

妊婦のPCR検査につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、妊産婦の方につきましては、日常生活が制約されまして、強い不安感を抱いて生活している状況にあるということと、とりわけ、感染が確認された妊産婦は出産後も一定期間の母子分離が強いということで、メンタルヘルス上の影響であったりとか、親子の愛着形成の障害とか懸念されるということで様々な影響を受けることが考えられます。

こうした状況を踏まえまして、国におきましては、第2次補正予算事業におきまして妊婦のPCR検査事業を含む母子保健事業を予算化されたところでございます。

都道府県が行う主な事業といたしましては、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対して寄り添い支援ということで、不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査、PCR検査の二つの事業がございまして。

寄り添い支援事業につきましては、新型コロナウイルスに感染しました妊産婦さんに対して、退院後、保健師等が定期的な自宅の訪問であったりとか、電話等によりまして孤立や不安の解消であったりとか、育児技術の提供などを行うといったことと、あと妊婦の分娩前のウイルス検査につきましては、不安を抱える妊婦のかかりつけ産婦人科と相談しまして、本人が希望する場合なのですけれども、分娩前にPCRとウイルス検査を受けるために費用を補助する事業となっております。

このPCR検査を実施する要件といたしましては、検体採取を行う場所の整備など適切な検査実施体制の確保であったりとか、感染しました妊産婦に対する寄り添い支援の実施

ということで、検査を行うだけではなくて、妊婦及び医療機関が安心して分娩に望める環境の整備というのも求められているところでございます。

今後対応を行うために、本県といたしましては、こういった形であることが望ましいのかというところで県の医師会であったりとか、県の産婦人科医会等、関係医会と協議を行っているところございまして、今後関係機関と連携しながら、取組に向けて、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

古川副委員長

分娩前のPCR検査についても関係機関と協議しながら前に進めていくという答弁だったと思いますので、しっかりと対応していただきたいと思います。

今回、国の2次補正予算を使って、いろいろな所への支援をしっかりと取っていただきたいと思いますけれども、医療機関はじめ高齢者の皆様、また障がい者の方々、そして孤独死なども増えると言われておりますので、そういったところへの対応、そして今言ったこの妊婦さんへの対策で、少子化の時代でもありますので、最大限の配慮をして、対策を取っていただきたいと思いますし、特にまた今の災害の時期ですので、避難所の対応についても、妊婦さん等につきましては、特別な対応をできるように考えていってあげてほしいと思っておりますので、これは要望として。

最後にこれは事前に通告してなかったのですがけれども、今回阿波おどりが中止となりましたので、大変大きな影響があるのではないかなと思っております。

こういった阿波おどり中止に伴うホテルや観光イベント業者への影響への把握というのはどのようにされていますか。

島田商工政策課長

イベント業者への影響についてということで御質問を頂いております。

当部といたしましては、これまで毎月、緊急調査といたしまして約300社に対して状況調査をしているところでございます。

毎月、その状況を把握していて、そのフェーズに応じた対策を講じているところでございます。

古川副委員長

その300社は、今、最初イベント業者と言いましたけれど、一番大きいのは宿泊関係、観光関係もおりますが、300社の中にはそれも入っているということでよろしいですか。

島田商工政策課長

イベント業者、製造業者を含めてでございます。

古川副委員長

分かりました。毎月調査をしているということですので、しっかり把握していただいて、そういった関連業者の声を聞いていってあげたい。本当、かなりの大きいダメージといたしますかね、あると思います。

阿波おどりが中止になるということですので、この1年で本当に最大のイベントが中止になるということで、このあたりしっかり対応を取っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

福山委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申し出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしく願いいたします。それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

それでは、最初にお尋ねしますが、今回の資料に出ております6月17日から25日の期間中に、風俗店を利用した方でPCR検査をしますよ、と。それから当該店舗以外の従業員、客でも希望があれば検査をしますよ、と。この対象となる人数と検査実績があったら教えてください。

梅田感染症・疾病対策室長

扶川議員から、この度の検査の対象と実績というお尋ねがございました。

6例目が確認されたということで、本県といたしましては、対象地域と業種と期間を定めてということで、症状の有無にかかわらず、その風俗店を利用した方、もちろん従業員の方もということで、PCR検査を広く実施することとしております。

実績でございますけれども、今現在、濃厚接触者につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりでございますけれども、その他の接触者につきましても、先ほど資料のほうで御説明させていただいたとおりで、飲食店の従業員の方と、風俗店の方だけということになっておりますので……

(「検査の実績は」と言う者あり)

この度の検査の実績ということとは、6例にかかわらずということでございますか。すみません、それにつきましては、まだ十分把握はしていない状況でございます。

扶川議員

分かっているなければ、分かっているでないのですよ。早く把握して周知も急いでいただきたい。

それから、6月12日に私自身がここで発言をいたしましたように、最初からこの業界というのは高い発生の可能性がある。それから発生したら追跡は困難だ。それからガイドラ

インもない。だからPCR検査が必要だということも指摘しておりました。名前は出さないから、きちんと検査に来てくださいよという啓発も必要だろうというようなことも申し上げていたのです。

実際にこの悪い予想が当たってしまって、今回やっと、PCR検査をすることを、窓口を広げましたけれども、先ほど長池委員もおっしゃったように、これは今回だけの処置にしたのでは、やっぱり駄目でしょう。この風俗、特に性風俗の業界というのは特殊なのですよ。先ほどお認めになったように、密接が避けられないのです。県は、3密を避けてくださいなどという変な通知を出しましたけれど、駄目だということ先ほど認められたとおり、避けられないのですよ。だから、少なくともこの業界に関しては、本人が申し出たときには、医者など介さなくていいですよ。検査をしてあげるという体制を継続していただきたいのですが、いかがですか。

福山委員長

小休します。(15時21分)

福山委員長

再開します。(15時21分)

梅田感染症・疾病対策室長

繰り返し検査をしたほうがということをごさいますけれども、先ほどからお話させていただいているように、この度につきましては、クラスター発生を予防するためということで、広く呼び掛けを行っているものでございますので、繰り返しというふうなことににつきましては考えてはございません。

扶川議員

12日に、予防するために私はやるべきだと言ったのですよ。今からクラスターが発生しているかどうかというのはね、新型コロナウイルスが決めるのです。力を持っていたらもう発生してますよ。今から検査していて防止などできません。

たまたま、これから検査して発生しなければいいなという世界ですよ。それをこれからも防ぐためにやっていきましょうということを言っているのではないですか。何の反省もしていない。これでいいのですか。この業界は、やはり一番厳格な対応をしていくべきです。

時間がありませんので、まず先に言いますけどね。これから一番大事なのは、感染者と濃厚接触した方に対して強い警告を発していくことでしょうか。そのために一番簡単なのは、店舗名の公表です。

ところが、合意を得ていないのでできないというふうにおっしゃいますけれども、これは例えば、ある人に知恵貸してもらいましたけれど、食品衛生法などであれば、食中毒が出たら公表しますよね。今回、濃厚接触者が出たことが分かっている店舗、これは法律的に制度的に同意なしに公表できないのですか。

正木保健福祉部副部長

ただいま、扶川議員から、公表の取扱いについて御質問がございました。

我々、今回のケース、いわゆる感染症法という法律がございます。この感染症法の中に、この公表の取扱いの規定がございます。

積極的疫学調査及び患者の情報及び行動履歴などの公表につきましては、この法律の規定により運用していくということで認識をしております。

例えば、積極的な疫学調査につきましては、15条のほうに、知事は感染症の発生を予防するために必要があるときは、患者等に対し質問、必要な調査をさせることができる。

公表につきましても、16条のほうに規定がございますとおり、積極的にまん延防止の観点から公表しなければならないとされておりますが、一方で、この第2項のところで公表に当たっては、個人情報保護に留意しなければならないとされております。

この法律を受けまして、国のほうでも、いわゆる公表の基本方針というのが出されておりました、それを参考に、本県もこの法律の基本方針に基づいて、この公表、いわゆるまん延防止のための公表の部分と、プライバシーの保護について十分配慮した対応ということで運用してきております。

今回のケースに置き換えましても、この二つを比較考慮いたしまして、今のような対応ということで進めてきているところでございます。御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

扶川議員

私はこれを知っていますけれど、感染症法について議論しました。できるわけですよね。でも、同意なしにできないのですかと。そういう法律的な制約があるのですかということをお尋ねしているのだけれども、個人情報ではないでしょう、これ。

感染者自身の情報は、絶対漏らしては駄目ですよ。お店の情報は個人情報ではないですよ。お店のほうは、納得できなくても、制度的にできるのであればやるべきです。

それが県民の命を守る知事の責任だと私は思います。

それで損害賠償請求をされて、負けて賠償金を払っても県民は拍手しますよ。どうなのですか。

正木保健福祉部副部長

この問題、いわゆる個人情報の取扱い、それから感染症法で一番大事な部分であります感染防止の面、これをしっかり吟味して対応していくという形で、法律構成になっております。

国のほうでも、いろいろいわゆる基本方針が出されておりました、各都道府県におきましても、その方針に基づいて、いろいろ取決めをされているところもございますけれども、いわゆる個々のケースに応じて、各都道府県も、両方、天秤にかけて運用しているという状況がございます。

今回のケースにつきましても、店舗につきましては公表しておりませんが、いわゆるクラスターの発生を防止するという観点から、期間、それからエリア、そして業種というのを提示いたしまして、幅広く感染防止の観点から希望者を募るというふうな対応を

取っておりますので、そういうことで、このクラスター発生防止に努めていきたいと、カバーできているというふうに認識しておりますので、御理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。

扶川議員

名乗り出られない方はいますよ。先ほど冗談みたいに、もし県庁の職員さんが、というような話がありましたけれど、仕事に来ていたら、後で分かったら袋叩きにあいますよ。どこで漏れるか分からないから、その恐怖感からね。名乗り出られない人はいますよ。

では、聞きますが、8人の方は、名前が分かったのですね。22人の方は名前は分らなかったけれど、二人が名乗り出てくれた。お店にリストというのはないのですね。どうして8人は分かったのですか。

梅田感染症・疾病対策室長

8名につきましては、お店の協力によりまして、連絡先を教えていただいたということでございますので、あの方につきましては、承知していないというような状況でございます。

扶川議員

しかし、県から出した通知で、連絡先を把握することとなっておりますよね。これ、最初の3密がお笑いでしたけれど、そんなことは絶対できないので、もう議論しませんけれど、2番目の、個人の住所、氏名、電話番号みたいなことを把握するということができるのか、あるいはしていいのか。

この業界の方に、このリストを渡すというのは、お分かりと思いますけれど、かなりリスクが伴いますよ。それこそ、そこで個人情報が出たら、下手をすると大変なことになりますよ。そんなことを県が進めていいのですか。私は、これは十分な検討なしに出した通知だというふうに考えております。

もう少し、この点については慎重にやるべきだと思います。とにかく一つは、私もちょうど発生前に文教厚生委員会をお願いしようとしていたところなのですけれども、この接触確認アプリの普及、それから、県がやろうとしているアプリの普及、これは、是非やっていただきたいと。

その促進のために、場合によったらお店に対して何かメリットがあるような仕組みも考えてもいいのではないかと。それをバーンと看板に掲げて、これを登録してくださいということで、どんどん促進できるような仕組みを考えていただきたい。そのあたり、是非、検討いただきたい。もう1点、まとめてお聞きします。

もう1点は、同意なしに公開できないという仕組みがあるとか、それから今申し上げたアプリなどを、これも義務付けができないとか。それからガイドラインが存在しませんけれど、ガイドラインの作成をきちんとやってもらう仕組みがないとか。これは制度的に、先ほど申し上げた食品衛生法上はもっと強いことができるのに、感染症法上は弱いのではないかと。そんな気がします。このあたりは、国のほうの法律改正や県の条例整備が必要だと思うのですが、この2点、お答えください。

勝間危機管理環境部次長

今、扶川議員から、アプリの推奨をいただいたところでございます。正に国のほうで出しております接触確認のアプリ、あるいは、本日から保健福祉部を中心としていく、そういったアプリ、これにつきましては、県民の皆様方、あるいは、事業者の皆様方にも御活用いただけるように、しっかりと広報させていただきたいと思っております。

また、ガイドラインにつきましても、確かに今回のいわゆる風俗関係の業種については、ガイドラインが、現状のところないというところがございます。

それもありまして、県としては、今回の発生を受けて、正に今、一般的に夜の街といわれているところの業界のガイドライン等々も踏まえまして、今回、通知の発出をさせていただいたところでございます。

また、今回のいわゆる新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関係につきましても、例えば、国のほうでも、積極的疫学調査に対する協力の要請でありますとか、あるいは休業要請に対して、どうしても従わない場合の対応であるとか、様々な点で、例えば、全国知事会等々を通じて、改定等々についてお願いもしているところでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症がまだまだ続いている中ではございますけれども、当然のことながら、今回の対応を踏まえまして、国のほうでは再度検討がなされ、制度の改正も進められていくものだというふうに考えているところでございます。

県としても、今回の事案はたまたま現状では感染者1名ということに留まっておりますけれども、これが、感染拡大の傾向が見られた場合には、しっかりとした対応が取れるような、例えば、とくしまアラートの発動等々も含めまして、しっかりと対応を図ってまいりまして、県民の安全安心を確保してまいりたいと思っております。

福山委員長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表のとおり、2件となっております。

はじめに、請願第1号の3、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育についてを審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

平井副教育長

請願1号の3、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育について、現状を説明させていただきます。

①体育館等の施設を含めた学校関連施設の耐震化率100パーセントを早期に実現することにつきましては、県立高校においては、発災時の生徒の安全確保はもとより、地域住民の広域避難場所としての役割を果たすことから、高校再編を進める中で、最優先課題と位置付け、学校施設校舎等の耐震化を進めてきた結果、平成30年度末に阿南光高校新野キャンパスのとくしまイノベーションセンター棟の耐震改修が完了し、県立高校施設の耐震化率は100パーセントとなっております。

県立特別支援学校につきましては、平成27年度末に、池田支援学校美馬分校の耐震改修が完了し、全ての学校の耐震化を完了しております。

なお、公立小中学校の耐震化については、令和2年4月1日現在で、耐震化率は99.8パーセントであり、耐震化が完了していない棟は、1,013棟中2棟となっております。残り2棟につきましても、改築計画を進めていると聞いております。

また、倉庫等の小規模な建物についても、耐震診断の努力義務があるとされていることから、県立学校については、今年度、これまでの耐震診断結果をもとに小規模建物の整備方針を策定し、施設の最適化を図りながら、計画的に耐震化を進めていきたいと考えております。

市町村に対しても、今年度策定予定の県立学校小規模建物整備方針をもとに、小中学校施設の小規模建物の計画的な耐震化が図られるよう、技術的支援や指導・助言等に努めてまいりたいと考えております。

②巨大地震による津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保をすることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒が、主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や、津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。

県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための、指針を示して、避難・防災体制の構築を促し、教職員研修を通して、災害対応能力の向上を図っております。

各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、学校防災計画を策定し、その中で各地域や学校の実情に応じて、地震津波からの避難経路や避難場所を全ての学校において設定しております。

避難場所につきましては、児童生徒がより安全に避難するための第1次避難場所、第2次避難場所を設定し、それを踏まえての実践的な避難訓練等を繰り返し、年度ごとに学校防災計画の見直しや改善を重ねております。

今後とも、南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒の安全確保のための事前の危機管理に努めてまいります。

福山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続審査」という者あり)

それでは、本件については、継続審査すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第9号の3、ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育についてを審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

平井副教育長

請願9号の3につきまして、現状を説明させていただきます。

①新型コロナウイルス感染症の防止対策として、児童生徒や教職員の命を守るためのマスク、使い捨て手袋、消毒液、非接触型体温計などを全国の学校に十分に備えることができるよう国に働き掛けることにつきましては、学校における新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク、消毒液、手袋、除菌シート、脱脂綿等の購入費に対して、国の第1次補正予算により、児童生徒数に340円を乗じた額を上限として国の補助がなされることとなっております。

補助対象者は、学校設置者であることから、県教育委員会といたしましては、市町村に対しまして、国からの情報をしっかりと伝え、必要な衛生用品の購入への活用を促しているところでございます。

加えて、国の第2次補正予算において、学校の感染症対策等を徹底しながら子供たちの学習保障をするため、新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、国が緊急的な措置として1校当たり100万円から300万円程度を上限として国から補助する費用が盛り込まれており、消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費にも充てることのできることから、市町村に対しまして、こうした情報についても、しっかりと伝えてまいります。

②今後の休校に備えてオンライン授業ができる環境を早急に構築し、家庭のインターネット環境に配慮して貸出しのできるパソコンやタブレットなどを備えることができるよう国に働き掛けることにつきましては、再度の臨時休校に備えるべく、児童生徒一人1台の情報端末につきましては、代表質問での知事答弁にございましたとおり、県立高校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部において、令和2年度中に整備をすることとしております。

今後とも、家庭のネット環境への配慮も含めて、創意工夫しながら、スピード感を持って、児童生徒の学びを止めることがないよう取り組んでまいります。

請願の内容に関する現状は以上でございます。

福山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「不採択」という者あり)

(「継続」という者あり)

岩佐委員

私から不採択の理由を申し上げます。

①新型コロナウイルス感染症の防止対策として、児童生徒や教職員の命を守るためのマスク、使い捨て手袋、消毒液、非接触型体温計などを全国の学校に十分に備えることができるよう国に働き掛けることについては、先ほど御説明がありました。国の第1次及び第2次補正予算により、学校における感染防止のための保健衛生用品の購入の支援に必要な経費が措置され、市町村に対しても、国からの情報をしっかりと伝える等、適切に対応がなされております。

②今後の休校に備えてオンライン授業ができる環境を早急に構築し、家庭のインターネ

ット環境に配慮して貸出しのできるパソコンやタブレットなどを備えることができるよう国に働き掛けることにつきましても、県立高校、また中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部において、児童生徒一人1台の情報端末を令和2年度中に整備する予定であるとされております。

以上、既に対応していただいております、よって不採択をお願いいたします。

長池委員

これは初めて出てきたのですが、①の十分に備えることができるよう、というので、十分というのは、これは出てきたばかりでまだはっきり分かりませんので、もうしばらく様子を見て、更に必要であれば継続して働き掛けなければならないと思いますし、②については、高校においては、パソコン、タブレットはいけてますが、今後、小、中というふうなこともありますので、そういったものも今後の推移を見ながら更に働き掛けが必要である案件だと思いますので、継続すべきだと思います。

福山委員長

それでは、意見が分かれたので、まず、継続審査について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきことは否決されました。

次に、お諮りいたします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(簡易採決)

請願第1号の3

不採択とすべきもの(起立採決)

請願第9号の3

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。(15時44分)